

第 5 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和2年2月20日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和2年2月20日(木曜日)

午前9時57分開議
 午前11時46分休憩
 午後0時58分開議
 午後1時50分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

議案第8号 令和元年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

議案第9号 令和元年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

議案第20号 令和2年度熊本県一般会計予算

議案第29号 令和2年度熊本県林業改善資金特別会計予算

議案第30号 令和2年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

議案第55号 熊本県卸売市場審議会条例及び熊本県卸売市場条例を廃止する条例の制定について

議案第56号 熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 令和元年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市負担金(地方財政法関係)について

議案第66号 工事請負契約の締結について

議案第67号 工事請負契約の変更について

議案第68号 工事請負契約の変更について

報告第6号 一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①熊本県国土強靱化地域計画の充実に係る取組一覧について

②T P P等関連対策の取組状況について

③新規就農者の状況について

令和元年度農林水産常任委員会における取組みの成果について

出席委員(7人)

委員長 早田 順一
 副委員長 高島 和男
 委員 前川 収
 委員 西 聖一
 委員 高木 健次
 委員 岩本 浩治
 委員 坂梨 剛昭

欠席委員(1人)

委員 西村 尚武

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 福島 誠治
 政策審議監 竹内 信義
 生産経営局長 山下 浩次
 農村振興局長 久保田 修
 森林局長 古賀 英雄
 水産局長 山田 雅章
 首席審議員
 兼農林水産政策課長 渡邊 泰浩
 団体支援課長 門崎 博幸
 流通アグリビジネス課長 井上 克浩
 農業技術課長 酒瀬川 美鈴
 農産園芸課長 下田 安幸
 政策監 徳永 浩美

畜産課長 上 村 佳 朗
農地・担い手支援課長 楮 本 亮 治
農村計画課長 福 島 理 仁
農地整備課長 渡 辺 昌 明
むらづくり課長 清 藤 浩 文
技術管理課長 楯 本 隆 男
森林整備課長 松 木 聡
林業振興課長 入 口 政 明
森林保全課長 大 岩 禎 一
水産振興課長 中 原 康 智
漁港漁場整備課長 菰 田 武 志
農業研究センター所長 川 口 卓 也

事務局職員出席者

議事課主幹 岡 部 康 夫
政務調査課主幹 西 村 哲 治

午前9時57分開議

○早田順一委員長 ただいまから第5回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

本日は、審査を効率的に行うため、初めに農林水産部長から総括説明を受けた後、まずは令和元年度補正予算関係議案の説明を受け、その分の質疑応答を行います。

その後、令和2年度当初予算関係議案及び条例等関係議案の説明を受け、その分の質疑応答を行い、最後にまとめて採決を行いたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるため、執行部からの説明は、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、福島農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

福島農林水産部長。

○福島農林水産部長 おはようございます。

今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、4点御報告をさせていただきます。

1点目は、県内で開催されました国際スポーツ大会への農林水産部の対応でございます。

ラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権におきまして、県産農林水産物の各国選手団への提供やファンゾーンでの販売や紹介、ホテルや交通機関における生花の装飾や地産地消フェアの開催等を通じて、来場者に対するおもてなしとPRを行いました。

今回の国際スポーツ大会は、県産農林水産物の認知度を高め、くまもとの赤を初めとした熊本ブランドの定着を図る絶好の機会となりました。今後とも、あらゆる機会を捉えて、県産農林水産物のPRに努めてまいります。

2点目は、日米貿易協定の発効等に関する件です。

本年1月1日に日米貿易協定が発効されたことを受け、本県農林水産物への影響について、国の試算を参考に、生産量への影響などを県独自に上乘せして試算しました。その結果、影響額は、約40億円から約77億円と見込まれ、1月20日に発表したところです。

農林漁業者への影響を最小化できるよう、国の経済対策に対応し、今定例会に競争力強化に向けた諸事業の関連予算を提案しておりますが、引き続き、国に対して、万全な対策の実施と十分な予算確保を求めてまいります。

なお、県内におけるこれまでのTPP等関連対策の取り組み状況につきまして、後ほどその他報告で御報告させていただきます。

3点目は、平成30年の本県農業産出額です。

去る1月15日に、国が各都道府県の平成30

年の農業産出額を発表し、本県は、前年同様、全国で第6位、九州で第3位の3,406億円となりました。

前年と比較して、0.5%の微減となりましたが、野菜等の価格低下等により、全国の農業産出額が2.4%減少する中、野菜以外にも、畜産、米、果実等をバランスよく生産している本県は、その影響を低く抑えることができたと捉えております。

今後とも、この本県の特徴を生かすべく、各分野において、稼げる農業のさらなる加速化に向けた施策の推進に努めてまいります。

4点目は、CSF、ASFに対する防疫対策です。

一昨年9月以降、岐阜県を初め中部地方、関東地方の7県の養豚場でCSFの発生が確認されておりましたが、ことしに入って沖縄県でも発生が確認され、本県としても、危機感を強めているところです。

CSF、ASFを発生させないための取り組みとして、11月議会で予算化いただきました野生動物の侵入防護柵設置の補助事業に加え、今定例会では、国の経済対策を活用し、養豚場のバイオセキュリティ向上のための補助事業を提案しております。

今後も引き続き、畜産農家が漏れなく防疫措置を講じるよう、これらの補助事業の活用を促すとともに、さらなる衛生管理の徹底を指導するなど、発生予防対策に万全を期してまいります。

それでは、今回提案しております議案等の概要を御説明します。

まず、令和元年度補正予算関係ですが、国の経済対策分として、先ほど御説明申し上げた総合的なTPP等関連政策大綱に基づく施策や防災・減災、国土強靱化対策など、99億円余の増額補正を提案しております。

また、通常分として、国庫補助金や事業費の確定などにより、一般会計、特別会計合わせて総額81億円余の減額補正を提案しており

ます。この結果、一般会計、特別会計の補正後の予算総額は、786億円余となります。

次に、令和2年度当初予算関係ですが、3月に知事選挙を控えていることから、いわゆる骨格予算として、大切畑ダムの復旧を初めとした熊本地震への対応や農林水産業の新規就業者確保、育成など、県民生活への影響や緊急性の観点で、年度当初から事業に着手する必要がある経費を中心に、一般会計419億円余、特別会計9億円余、総額428億円余を提案しております。

また、条例等関係として、熊本県卸売市場審議会条例及び熊本県卸売市場条例を廃止する条例の制定など2件、農林水産関係の建設事業の経費に対する市負担金1件、工事請負契約の締結1件、工事請負契約の変更2件を提案しております。また、報告事項は、県が出捐する一般社団法人の経営状況報告1件でございます。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

加えて、その他報告事項としまして、国土強靱化地域計画の充実に係る取り組み、TPP等関連対策の取り組み状況、新規就農者の状況の3点を御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

まず初めに、水色の表紙の農林水産常任委員会説明資料(令和元年度2月補正予算関係)をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和元年度2月補正予算総括表でございます。

農林水産部全体の2月補正予算は、部長からの総括説明にもございましたとおり、国の経済対策等に応じた増額と国庫補助金や事業

費の確定等に基づく減額を合わせ、特別会計も含めまして、補正額(B)の欄の一番下、17億8,700万円余の増額補正で、補正後の総額は、その右隣の計の欄のとおり、786億8,500万円余となります。

補正予算の詳細につきましては、主なものについて順次各課から説明いたしますが、説明に入る前に、まず15ページをごらんください。

今回、補正予算の中で、国の経済対策に対応するための事業につきましては、説明欄に四角囲みで、国経済対策と記載しており、また、産地パワーアップ事業等の総合的なTPP等関連政策大綱に基づいた施策につきましては、その後に括弧書きでTPP等と、あわせて記載しております。

28ページをごらんください。

農村地域防災減災事業等の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として実施する施策につきましては、括弧強靱化と、あわせて記載しております。

また、下の29ページの団体営農地等災害復旧事業等の熊本地震からの復旧、復興に関する施策につきましては、同じく四角囲みで、熊本地震と記載しております。

次の30ページをごらんください。

棚田地域振興緊急対策事業等の新規の施策につきましては、マル新と記載しております。

それでは、戻りまして2ページをお願いいたします。

農林水産政策課の補正予算でございます。

まず、一番上の段の農業総務費のうち、2段目の職員給与費につきましては、今年度の人事異動等に伴う増減に基づき、給与費を確定させるため、補正を行っております。

今回、このような職員の人件費に係る補正予算が以後たびたび出てまいります、いずれも同様な理由ですので、各課の分も含めまして、説明は省略させていただきます。

次に、その1段下の農政企画推進費ですが、グローバル農業交流推進事業については、バリ州との農畜産業技術交流事業について、JICAと相手国との間で事業内容の確認を行っているところであり、JICA事業の着手がおくれていることから、事業規模を縮小して実施したことにより減額しているものでございます。

続きまして、この資料の一番最後、53ページをごらんください。

令和元年度繰越明許費の設定でございます。

繰越明許費につきましては、11月議会にて御承認いただいたところですが、今回、国の経済対策分等を追加いたしまして、追加後の設定額は、上段の農林水産業費の計で328億9,400万円余、下段の災害復旧費の計で72億2,400万円余、合計は、一番下の401億1,800万円余となります。

農林水産政策課からは以上でございます。

○門崎団体支援課長 団体支援課でございます。

資料、お戻りいただきまして、3ページをお願いいたします。

4段目の農業近代化資金等助成費の減額につきましては、説明欄の農業経営負担軽減支援資金助成費の貸付実績に伴う減額となります。

下から3段目、認定農業者等育成資金助成費の減額につきましては、説明欄の県低利預託基金貸付金におきまして、国からの融資枠配分が要望を下回ったことによるものでございます。

次の段の債務負担行為の追加につきましては、この貸付金を令和2年度当初から実行できるようにお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

2段目の農業共済制度等普及推進費の減額につきましては、説明欄の農業共済加入促進

事業におきまして、掛金補助の対象となります農業共済加入者が見込みを下回ったことによるものでございます。

中段の林業金融対策費、最下段の漁業近代化資金融通対策費、5ページ上段の金融対策費につきましては、いずれも貸付実績に伴う減額でございます。

6ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

3段目の林業・木材産業改善資金貸付金につきましても、貸付実績による減額でございます。

下から2段目の債務負担行為の追加につきましては、木材産業等高度化推進資金を令和2年度当初から貸し付けできるようにお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

2段目の沿岸漁業改善資金貸付金につきましても、同じく貸付実績による減額となります。

団体支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○井上流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課です。

9ページをお願いします。

3段目の農産物流通総合対策費、説明欄、1のくまもと6次産業化総合支援強化事業は、企業が経営方針変更で計画を取り下げたことによる事業費確定に伴う減です。

2の地域未来モデル事業（農林水産分野）ですが、これも事業費確定に伴う減です。

3の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業は、国経済対策に関する新規事業であり、加工食品などの輸出拡大に必要なHACCP等の基準を満たすための真空食品乾燥機や保管庫、製氷機など、製造、加工、流通施設等の整備に対する助成を行うものです。

4段目のブランド確立・販路対策費の説明欄、2の小ロット県産食材販路開拓支援事業は、県費から国費に財源更正を行うものです。

流通アグリビジネス課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

10ページをお願いいたします。

最下段の農作物対策費の土壌保全対策事業費でございます。

説明欄のとおり、主に1の環境保全型農業直接支払事業の事業費確定に伴う減額によるものでございます。

次のページは、債務負担行為の追加でございます。

令和2年度当初から継続して業務の委託を行う必要があるため、説明欄、1の熊本型特別栽培農産物認証業務ほか2つの業務委託の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。

最下段の農業研究センター費の企画経営情報費でございます。

説明欄の次世代農業ローカルイノベーション創出事業は、平成29年度事業で、30年度へ繰り越して事業を実施しているものですが、昨年2月時点で工事契約に至っていなかったため、平成31年度当初予算にも計上をいたしておりましたが、結果として、31年3月下旬までに全て契約が成立し、次年度への事故繰越が可能となったため、全額を取り下げるものでございます。

次のページの試験研究費でございますが、これは、説明欄、1の耕種部門試験研究費と2の外部資金委託研究費は、受託試験の減少による減額でございます。

次の3の外部資金委託研究費は、国の経済対策に対応し、草地畜産研究所が行うスマー

ト農業技術実証に要する経費として増額をお願いいたしております。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

14ページをお願いいたします。

下から2つ目の枠、農作物対策費の野菜振興対策費についてでございます。

右の説明欄にあります野菜価格安定対策事業は、野菜価格が低下した場合に補給金を交付するための資金を造成するもので、今回、本年度の必要資金造成額が確定したことに伴い、予算の増額とその下の支払い保証に必要な債務負担限度額の引き上げをお願いするものでございます。

次に、15ページ上段の生産総合事業費です。

右の説明欄、1の強い農業づくり支援事業と2の産地パワーアップ事業につきましては、事業実施時期の次年度以降への変更や入札残等、事業費確定に伴う減額でございます。

3の産地パワーアップ事業につきましては、今回の国の経済対策、TPP等対策予算に対応した産地パワーアップ事業での施設整備の助成に関する増額でございます。

農産園芸課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

16ページをお願いいたします。

中段の畜産総合対策事業費でございます。

説明欄に記載しております畜産クラスター事業は、国が2次補正で予算化したことを受けて、県でも予算化をお願いするものでございます。

下段の畜産生産基盤総合対策事業費でございます。

説明欄に記載しております1のひと・うし・しごとづくり事業と2の放牧活用型草原再生事業は、両事業とも事業費確定に伴い、減額を計上するものでございます。

17ページ上段に債務負担行為の追加もお願いしております。

説明欄の家畜改良増殖総合対策事業は、肉用牛の種雄牛造成の推進や改良組織の育成強化を行うもので、4月から業務を委託することから、債務負担行為を設定するものでございます。

中段の畜産経営安定対策事業費でございます。

説明欄、1の家畜畜産物価格安定対策事業は、肉用子牛、肉豚及び鶏卵の価格変動による農家の損失を補填するための基金造成に対する助成ですが、事業費確定に伴う減額と事業期間が終了した肉豚基金の無事戻しによる財源更正でございます。

3の畜産総合対策事業は、共同利用施設整備を実施する団体に対し助成するものでございます。待ち受け予算として確保しておりましたが、本年度は、要望が少なかったため、減額計上しております。

下段に記載の債務負担行為の追加もお願いしております。

説明欄の畜産経営技術高度化推進事業は、畜産農家に対して経営技術の総合支援を行うもので、4月から業務を委託することから、債務負担行為を設定するものでございます。

18ページをお願いします。

説明欄2段目の畜産GAP推進事業は、畜産農家に対してGAPの認証取得に向けた取り組みを進めるものでございます。4月から業務を委託することから、債務負担行為を設定するものでございます。

下から3段目の家畜保健衛生所整備費でございます。

説明欄の家畜保健衛生所施設整備事業は、

城南家畜保健衛生所の設計委託や阿蘇家畜保健衛生所の庁舎施工に伴う工事費等の事業費確定に伴い、減額を計上するものでございます。

19ページ、4の家畜衛生管理指導事業は、国が2次補正で予算化したことを受けまして、県でも予算化をお願いするものでございます。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

資料20ページでございます。

まず、農業総務費、説明欄、1の農地集積加速化事業につきましては、農地中間管理機構を通じた集積に対する国の集積協力金などでございますが、交付対象面積が見込みを下回ったことによる減額でございます。

下の段の農業委員会等振興助成費は、農業委員等の活動に対する国の交付金などでございますが、内示減や事業費が見込みを下回ったことによる減額でございます。

次に、最下段の農業次世代人材投資事業につきましては、新規就農者等へ交付される従前の青年就農給付金でございますが、今年度の給付対象者が806人となったことによる事業費確定に伴う減額でございます。

下の21ページでございます。

説明欄、2の新規就農支援緊急対策事業は、国の経済対策に対応した新規事業でございますが、30代から40代の就職氷河期世代の就農希望者の研修に対する給付金でございます。

次に、中段の農業構造改善事業費でございますが、説明欄の2つの事業とも担い手に対するハウスや機械等の導入に対する助成でございます。

まず、1の担い手づくり支援交付金事業につきましては、国の内示減に伴う減額でござ

います。

2の担い手確保・経営強化支援事業につきましては、国の経済対策に対応して計上しているものでございます。

次に、最下段から次の22ページ上段につきましては、農業大学の事業に係る財源更正等でございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福島農村計画課長 農村計画課です。

24ページをお願いします。

4段目の国営土地改良事業直轄負担金でございます。

説明欄、1の事業費確定に伴う減とあわせまして、2の八代平野地区の国土強靱化に係る国補正分として増額を計上しているところです。

最下段の土地改良事業等指導監督費は、土地改良施設の資産評価等を行うものですが、事業費の確定に伴いまして、減額を計上しております。

25ページ、1段目の土地改良施設維持管理事業費は、土地改良施設の維持管理等に係る経費でございますが、このうち、突発事故に対応するための経費につきましては、事業費の確定に伴い、減額を計上しているところです。

5段目の県営土地改良調査計画費は、県営農業農村整備事業の実施を予定している箇所につきまして、事業計画書の作成等を行うものでございますが、説明欄、1の国庫内示減に伴う減額とあわせまして、2の国土強靱化に係る国補正分としまして、防災重点ため池に係る調査費を増額計上しているところです。

26ページをお願いします。

1段目の団体営土地改良調査計画費は、市町村等が実施いたします団体営農業農村整備事業の調査及び事業計画策定等を行うもの

で、国庫内示減に伴う減額を計上しているところでは。

2段目の団体営農業農村整備事業費は、市町村等が事業主体となりまして生産基盤整備等を行う事業でございますが、説明欄下段のとおり、国土強靱化に係る国補正分として、農業水利施設の安全施設整備に係る費用を増額計上しています。

最下段の海岸保全直轄事業負担金でございますが、説明欄のとおり、事業費確定に伴う減額を計上しているところでは。

農村計画課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡辺農地整備課長 農地整備課です。

27ページをお願いします。

5段目の土地改良費でございます。

国の農業農村整備事業など各種補助事業を活用しまして、施設等の整備を行うものでございます。

内訳としましては、最下段の農業生産基盤整備事業費ですが、説明欄、1のとおり、事業費確定に伴います減と、2のとおり、国の経済対策分として、農業生産基盤の整備及び担い手への農地集積に要する経費について増額補正をお願いするものでございます。熊本市の松の木堰地区ほか11地区で実施することとしております。

28ページをお願いいたします。

4段目の農地防災事業費でございます。

説明欄、1のとおり、事業費確定に伴います減と、2のとおり、国の経済対策分として、排水機場や農地海岸等の整備に要する経費につきまして増額補正をお願いするものでございます。八代市の金剛地区ほか10地区で実施することとしております。

29ページをお願いいたします。

農地災害復旧費でございます。

2段目の団体営農地等災害復旧事業費は、説明欄のとおり、熊本地震等により被災した

農地や農業用施設の復旧を行う市町村に対する助成でございます。事業の進捗が図られたことに伴い、増額補正をお願いするものでございます。

3段目の県営農地等災害復旧事業費は、説明欄のとおり、事業費確定に伴います減と、4段目にございます被災した大切畑ダムの堤体等の動態観測を本年度に引き続き行うものでございます。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○清藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

30ページをお願いします。

3段目の農政諸費については、説明欄の1の世界農業遺産推進事業は、世界農業遺産に認定されている阿蘇地域の農産物のPRやブランド化を推進する事業で、国の地方創生推進交付金の活用に伴う財源更正を行うものです。

4段目の山村振興対策事業費については、説明欄の1の中山間地域等直接支払事業は、中山間地域で農業生産活動を行う農業者に対する直接支払交付金で、事業費の確定に伴う減額です。

また、3の棚田地域振興緊急対策事業は、国の経済対策を活用した新規事業で、棚田地域振興法に基づき、地域指定を目指す地域が実施する調査や活動計画の作成、環境整備等に対する助成を行うものです。

31ページをお願いします。

2段目の農作物対策推進事業費については、説明欄の1の地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業、2のくまもとジビエ活用支援事業については、農作物の鳥獣被害対策と捕獲した鳥獣肉をジビエとして活用を推進するための事業で、いずれも事業費確定に伴う減額です。

3の鳥獣被害防止総合対策事業は、国の経

済対策を活用し、有害鳥獣の捕獲に対する助成を行うための増額補正でございます。

6段目から32ページの1段目の県営中山間地域総合整備事業費について、まず、説明欄、1の県営中山間地域総合整備事業費は、中山間地域において、生産基盤と生活環境整備を総合的に実施するもので、通常分の事業費確定に伴う減額です。

また、32ページの2の県営中山間地域総合整備事業費は、国の経済対策を活用して事業を実施するための増額補正でございます。

3段目の農地・水・環境保全向上対策事業費は、農業や農村の多面的機能の維持、発揮を図るための共同活動を支援する多面的機能支払事業の事業費確定に伴う減額補正でございます。

むらづくり課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○鍬本技術管理課長 技術管理課でございます。

資料33ページをお願いいたします。

3段目の地籍調査費でございます。

説明欄、1は、国庫内示減に伴う減額補正でございます。

2の地籍調査費は、国の経済対策で、国土強靱化として、浸水想定区域などにおいて市町村が実施します地籍調査に対する助成でございます。

5段目は、債務負担行為の変更及び追加でございます。

説明欄の積算基礎資材単価調査業務は、農林水産部が発注します公共工事の資材単価を調査する業務です。総合評価方式事前登録審査業務は、総合評価方式による入札事務の効率化を図るため、企業の実績を審査しましてデータベース化するものでございます。両業務とも4月から業務に取りかかるため、3月中に委託契約する必要がありますので、債務負担行為の設定を行うものでございます。

技術管理課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

35ページをお願いします。

3段目の森林計画樹立費で減額補正をお願いしておりますが、これは、説明欄の2、森林所有者や境界の確認などの活動に対して支援を行う森林整備地域活動支援交付金事業における事業費確定に伴う減でございます。

36ページをお願いします。

最上段の水とみどりの森づくり税基金積立金につきましては、同税の充当事業におきまして、入札残の発生や事業費確定に伴う減などにより生じた執行残を基金に積み増すものでございます。

最下段の流域総合間伐対策事業費で増額補正をお願いしております。

主に、国の経済対策に対応して、木材加工施設へ原木を低コストで安定的に供給するための間伐や路網整備等につきまして助成するものでございます。

37ページ2段目の造林事業費でございます。

説明欄の1、間伐や路網整備等の森林整備に対する助成事業でございます。森林環境保全整備事業における事業費確定により、減額をお願いしております。

なお、同事業につきましては、4にありますとおり、国の経済対策を踏まえ、増額をお願いしております。

森林整備課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

40ページをお願いします。

1段目の債務負担行為の追加につきましては、説明欄にありますように、昨年度開校し

ましたくまもと林業大学校を4月から運営するために必要な経費をお願いするものでございます。

最下段の林業・木材産業振興施設等整備事業費につきましては、説明欄、1の林業・木材産業振興施設等整備事業は、国庫補助金の内示減と事業費確定に伴う減額をお願いしています。

一方、3の林業・木材産業生産性強化対策事業は、国の経済対策に伴うT P P等対策に取り組むものです。木材製品の付加価値向上を図るための施設整備に対する助成について増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

2段目の林道事業費につきましては、説明欄、1の県営林道事業は、事業費確定に伴う減額をお願いしています。

一方、5の県営林道事業は、国の経済対策に伴うT P P対策で、森林整備や林業生産性の向上を図るために県が行う地域の幹線となる林道の開設に要する経費について増額補正をお願いするものでございます。

42ページをお願いいたします。

説明欄、1段目の市町村営林道開設事業、2段目の市町村営林道改良事業、3段目の市町村営林道舗装事業は、国の経済対策に伴い、森林整備や林業生産性の向上を図るために、林道の開設、改良、舗装を行う市町村に対する助成について増額補正をお願いするものでございます。

下から4段目の林道災害復旧費につきましては、説明欄にありますように、豪雨等により被災した林道の復旧を行う事業において、事業費等が確定したことに伴い、減額補正をお願いするものでございます。

林業振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大岩森林保全課長 森林保全課でございま

す。

43ページをお願いします。

4段目の水とみどりの森づくり事業費です。

債務負担行為の追加をお願いしています。

これは、森林ボランティア団体等に対して、技術研修や機材の貸し出しなど、総合的な活動支援を行う森づくりボランティアネットワーク運営の4月からの業務委託でございます。

最下段の治山事業費は、県が山地災害の復旧や予防の工事を行うもので、説明欄、1の治山事業と2の治山激甚災害対策特別緊急事業について、事業費の確定に伴う減額補正をお願いしております。

44ページをお願いします。

説明欄、3の治山事業は、国の経済対策に伴い、国土強靱化として、重要インフラ周辺等の荒廃森林の復旧及びその予防を行うもので、増額補正をお願いするものでございます。

4の治山激甚災害対策特別緊急事業は、同じく、国の経済対策に伴い、熊本地震により発生した山地災害で、緊急かつ集中的に実施が必要な治山事業について増額補正をお願いするものでございます。

2段目の債務負担行為の変更は、治山事業のゼロ国債に係る追加変更をお願いするものでございます。

3段目の緊急治山事業費は、県が梅雨前線豪雨等による山地災害の緊急な復旧工事を行うもので、事業費の確定に伴う減額補正をお願いしております。

4段目の単県治山事業費は、国庫の対象とならない小規模な山地災害の復旧工事で、県営、市町村営ともに事業費の確定に伴う減額補正をお願いしております。

45ページをお願いします。

3段目の保安林整備事業費は、県が、保安林において、森林の機能を維持、強化するため森林整備を行うもので、事業費の確定に伴

う減額補正をお願いしております。

6段目の治山施設災害復旧費は、被災した治山施設の復旧を行うもので、事業費の確定に伴う減額補正をお願いしております。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

46ページをお願いいたします。

5段目の浅海増養殖振興事業費で2件の債務負担行為の追加をお願いしております。

説明欄、1のヒトエグサ人工採苗網生産業務につきましては、ヒトエグサ人工採苗網の量産技術の開発を委託するものです。また、2のクマモト・オイスター種苗生産業務は、クマモト・オイスターの試験養殖用の稚貝の生産を委託するものでございます。

47ページをお願いいたします。

水産資源保護育成事業費、2段目の債務負担行為の追加につきましては、説明欄にありますとおり、水産動物種苗生産等水産振興業務で、マダイ、クルマエビなどの水産動物の種苗生産を委託するものです。これらは、全て年度当初からの事業実施が必要なことから、債務負担行為設定をお願いするものでございます。

最下段の漁業取締費につきましては、48ページをお願いいたします。

説明欄、3、漁業取締船法定検査関係工事費は、取締船「あそ」の法定検査の事業費確定に伴う減をお願いするものです。

また、3段目、水産研究センター費の説明欄、3、外部資金活用事業は、公募型資金を活用し、大学等とのJVによる研究につきまして、国の事業費確定に伴う減をお願いするものでございます。

水産振興課は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

49ページをお願いいたします。

最下段の漁港施設機能強化事業費につきましては、防波堤や岸壁等の改良及び機能診断等により漁港施設の機能強化を図る経費でございますが、50ページをお願いいたします。

最上段の説明欄、2につきましては、国の経済対策に伴い、国土強靱化関連予算としまして、増額補正をお願いするものです。

2段目の漁村再生整備事業費につきましては、説明欄にありますとおり、漁村再生交付金事業の国庫内示減による減額でございます。

3段目の漁港関係港整備事業費の説明欄にあります水産物供給基盤機能保全事業費は、漁港施設の老朽化等に対し、保全計画に基づき長寿命化等の対策工事を行うものですが、国の経済対策に伴い、国土強靱化関連予算としまして、増額補正をお願いするものです。

最下段の水産流通基盤整備事業費でございますが、流通の拠点漁港におきまして、水産物の品質、衛生管理の向上や陸揚げ、集出荷機能の強化等に資する整備を行うための経費でございますが、51ページをお願いいたします。

上段、2は、国の経済対策に伴い、TPP等関連予算としまして、増額補正をお願いするものです。

中段は、水産生産基盤整備事業費でございますが、本事業は、浅海域における漁場や藻場、干潟などと当該漁場等に関連する漁港施設の整備を行うために要する経費で、2は、国の経済対策に伴い、国土強靱化関連予算としまして、増額補正をお願いするものです。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○早田順一委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思いません。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 ちょっとページで言いにくいんですけども、じゃあどこから行くかな。事業課のほうで何ページがわかりやすいかな。済みませんね。44ページ、森林保全課。

43ページから始まる治山事業費の中で、いわゆる一般当初から組んであった治山事業費は、事業費確定に伴って減額補正ということで、これは、1番も2番の激甚災害対策特別緊急事業というものも含めて減額補正をされておりますが、次の44ページに、同様の治山事業、または同様の治山激甚災害対策特別緊急事業ということで、国の経済対策、いわゆる国の補正予算ですね。これは、たまたま強靱化となっておりますし、下の激甚のほうは、熊本地震とそれから国経済対策の国土強靱化ということになっておりますが、これは、全体的にこういうところがたくさんあったというふうに思いますけれども、年度当初からやろうと思った事業があつて、まだ終わってない、もしくはなかなかできづらかったという部分を、その事業を新しく出た経済対策に切りかえて、事業としては乗せかえて、非常に県負担が少ない効率的な事業に切りかえているというような認識でよろしいんですかね。全部じゃないかもしれませんが、その部分で、トータルでどなたか——別にこれは——たまたまここを森林保全課長に聞いたわけではありますが、ずらつとあるじゃないですか、それが——誰がわかる——じゃあ、森林保全課長かな。

○大岩森林保全課長 今委員がおっしゃいましたように、やはり事業執行ができなかった

ものを経済対策を活用して効率よく実施するもの、それとやっぱり国の内示減、あるいは工事関係であれば、事業費が確定したことに伴います減額等が生じております。

ただ、やはりこの経済対策につきましては、国土強靱化とか、新たな採択要件、重要インフラの整備とか、そういった新たな課題に対しての緊急性が高いものについての予算が仕組まれましたので、これはまた、今までやったものを、予算の単なるつけかえというよりも、経済対策関係については、有効に活用して新たな事業を立ち上げたということじゃないだろうかと思っております。

○前川収委員 だろうか。ということは、減額補正されてるものは、やっぱり当初予定してたけれども、なかなか、現場の都合等々もあつて、事業化できなかった部分は減額しましょうと。補正予算の分は、そこではなくて、それでできなかったやつが予算でできるわけじゃないでしょうか、また別途違うところで、新たな事業として効率的な事業に取り組むという形で考えてよろしいんですかね。

○大岩森林保全課長 今おっしゃったとおりでございます。

○前川収委員 たまたまできそうだけど、これが出るならばこっちに待つところかというような話なのかなと思ってたけれども、全体的には——部長どうですか。その流れとしては。

○福島農林水産部長 基本的には、2月の国の補正予算に対応して計上させていただいている予算については、前倒しでございます。次年度以降予定していたのを前倒し、これはほとんどと言っていいかと思えます。そういう意味では、非常に有効にこの補正予算を活

用させていただいて、できるだけ迅速に事業が執行できるように取り組めるものと思っております。

○前川収委員 はい、わかりました。

まだいいですか、引き続き。済みません。

13ページ、農業技術課。

試験研究費の中で、説明欄、3番のIoTを活用したスマート農業技術による中山間地域における放牧推進システムの実証に要する経費という話で予算化されておりますけれども、結構——たくさんじゃないかもしれぬけれども、放牧してた牛がいなくなったという事象があって、どがん捜したっちゃ見つからぬという事象がありましたよね。それは、亡くなっているんだったらどっかに死骸ぐらいありそうなもんだけどないというのを、私の地元の人もそういう人がいたので、そういうのがなくなるようなやつかなということが1つで、そのことの説明をお願いしたいと思います。

続いて、18ページ、畜産課。

家畜衛生推進対策事業費ということで、上から5段目ですかね。

熊本県産業動物獣医師確保のための修学資金の事業が減額補正になっておりますけれども、産業動物獣医師というのは、もちろん県庁職員になっていただく人も含めてですけれども、非常に不足してて、せっかく家畜保健衛生所は新築してるけれども、中で仕事をする獣医師の皆さん方がこの後も安定的に確保できるのかという、非常に大きな不安が畜産農家の中にはあるわけですね。それは、家畜保健衛生所の試験だけじゃなくて、一般的な畜産をやっていく上においては全く不可欠でありますから、獣医師さんがいないとできないんですけれども、そういった部分について、この新しい——新しくはないけれども、これは修学資金事業というのはやってありますが、現状はいかがなんですかね。県の大型

動物の獣医師の推移というものについて、どういう危機感を持ってらっしゃるのか。また、その具体的対策として、これは一つの対策だというふうに思っておりますけれども、これ以外でも何か考えていかなきゃいけない部分があるのじゃないかなという思いを私は持っておりますけれども、その点についてがもう一つですね。

最後に、もう1つ。15ページの生産総合事業ですけれども、強い農業づくり支援事業とか産地パワーアップ事業という事業が上がっておりますが、例のポイント制の話ですね。

特に強い農業づくり交付金事業だったと思いますけれども、農家が新しく機械を更新したいという話があったときに、申請で手を挙げられますが、ポイント制度がなかなか難しく、以前はちゃんと補助がついてた。例えば、予算の関係で、ことしはだめでも来年待っててくださいと、来年は何とかなりそうですとか、そういう話で済んでたやつが、もういわゆるポイント制の——ちょっと変わったとは聞いてますけれども、ポイント制でいけば、何年待ってもそういう補助を受けられないという状況があったと。これは、国が決めているポイント制ですから、なかなか難しいんですけど、その上で、市町村がそれをまとめていただくんですけども、おたくはもうこの状態じゃ絶対ポイントは届かないから申請を下げてくださいと、申請するなという指導すらあったというお話を私の地元では聞いております。

この産地パワーアップ事業を含めた生産総合事業のポイント制については、どう変わってきているのか教えていただければと思います。

以上です。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

ただいまの御質問の外部資金のIoTを活

用したスマート農業なんですけれども、これにつきましては、放牧牛を、普通、農家の皆さんが1日1回監視に行かれるんですけれども、非常に担い手が少なくなっているので、労力的な部分もございます。ですから、牛にICタグをつけます。そして、長距離Wi-Fi、それからクラウド上とリンクしまして、そのICタグをつけたので、牛の行くところがわかるということで、放牧牛を監視するシステム等、そういった技術を開発していくということで予算を計上いたしております。

○上村畜産課長 委員おっしゃいますように、産業動物獣医師につきましては、近年高齢化が進んでいること、あと、新規の就業者が少ないことから、今後、地域によっては、不足することが懸念されております。不安を抱えていらっしゃる農家の方も多いと思います。

県では、10年ごとに、獣医療を提供する体制の整備を図るための熊本県計画を策定しております。それが32年度までの計画でございますので、令和2年度に新たに計画をつくりかえることとしております。安定的な確保が急務であるということで、先ほど委員がおっしゃいました獣医師の修学資金の件をやっております。修学資金貸与事業の中で既に実績が出ておりまして、令和元年度、既に1人入庁されて、あと、共済とか、菊池ですけれども、ほかの関係の家畜に対応する獣医さんが2名就業されております。実績は上がっているところです。

ちなみに、令和2年度につきましては、さらに増額いたしまして、多くの人を修学資金で対応しまして、本県への入庁並びに本県の獣医業に勤めていただくようにしております。

あと、加えまして、獣医さんでなければできない部分ではなくて、例えば、地域一体となって、妊娠鑑定の技術、新しい技術がござ

いますので、そういうことにつきましても、県酪連とかと一緒にしまして、それを活用して獣医さんが少なくともできるようなやり方というのをも検討していきたいと思っております。

○下田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

15ページの強い農業づくり支援事業と産地パワーアップ事業につきましては、いずれもポイント制に基づいて採択をされる事業となっております。

強い農業づくり支援事業につきましては、国の交付金の制度上、強い農業担い手づくり総合支援交付金という形で、従来の強い農業づくり交付金と従来の経営体育成支援事業という2つの事業が、国では一括をされるという形になっております。

そのうち、施設整備等を行いますのが、強い農業づくり支援事業と産地パワーアップ事業でございますが、こちらにつきましては、産地パワーアップ事業で予算を多く確保していただいたこともありまして、本年、昨年ともにポイントを確保できまして、全て熊本県からの要望は採択をされた状況にございます。

一方で、個人の農業機械の導入につきましては、経営体育成支援事業でございますので、そこは所管の農地・担い手支援課のほうから説明を申し上げます。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

先ほど御質問のございました個別の補助につきましては、資料の21ページにございます——左側の農業構造改善事業費のところの説明欄の番号1、担い手づくり支援交付金事業、従前は経営体育成支援事業と言っておりますけれども、その事業でございます。

事業につきましては、委員からも説明ござ

いましたけれども、人・農地プランの地区ごとの採択ということになっておりまして、地区で申請者の方が数名いらっしゃれば、その平均の点数がポイントになるというようなことで、高い方もいらっしゃれば低い方もございますので、平均点ということ、すべからず採択になるということではないということでございます。ただ、全国的に見まして、どうしても土地利用型の採択のほうが、そういうのが優先されるような採択のポイント、基準になっておりましたので、本県からも要望したところでございます。

1つは、所得でのポイントをつくってくれということで、これは新設をされました。それから、規模拡大ということではなくて、部門ごとに、特に、施設園芸だったり、果樹だったり、本県の強い部分、そういったところにつきましては、そういった部分がきちっと発揮できるようなポイントを設定してくれということで、こちらのほうも多少ポイントがつくというような感じになっております。

それから、熊本県、新規就農者は多うございますので、そういったものの優遇ポイントもつくってくれということで、ポイントが改善されてきているというようなことですが、ただ、全国的に見ましても、非常に希望が多い事業でございまして、今年度の採択につきましても、本県では32%程度の採択率になっております。

ただ、全国的に見ますと、非常に本県は配分が高額になっているというような県でございまして、ただただ今後ともしっかりやっていかなきゃいけないということですが、そういった部分もございまして、本年度から、国の要望調査が来ましてから採択までが時間がないものですから、県のほうで独自に事前調査を実施しまして、事前にポイントがアップするような指導をしております。

その結果、今年度につきましては、1ポイントから2ポイント上昇するような結果にな

っておりますので、引き続き、そういう取り組みもしながらしっかりとやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○前川収委員　じゃあ、最初のIoTを活用したスマート農業技術、いわゆる放牧の管理システムということで、まだ実証の段階だと思いますが、ぜひこれは早く実行できるようにしていただければと思っております。放牧システムというのは、熊本県の畜産の特色でしょうから、阿蘇も含めて、ほとんど阿蘇なんですけれども、やっぱりそれが生かされる、地域特性が生かされる農業というものをしっかりやっていただきたいので、ぜひ、実証じゃなくて実施していただけるような準備を早く進めてもらえればというふうに思っております。

それから、獣医師のほうには少しずつ実績が出てきているというお話でありますので——とはいえ、地元の畜産農家の不安というのは非常に大きくて、現在頑張ってもらっている皆さんの高齢化、いわゆる獣医師の高齢化というものもあって、大丈夫だろうかという話が大分ありますので、しっかり取り組んでください。

それと、最後のポイントの話なんですけれども、もう今はないかもしれませんが、ぜひ市町村に——最初、窓口は市町村になるので——市町村がもう無理だからおたくはだめよと言って手も挙げさせないという話が私の耳にも何回か入ってきたんです。そこだけはやっぱりやめてください。自分たちが農業をやっている上で必要な機械整備をしたいという思いがあるのに、役所が制度はあるけど受け付けないという話は、やっぱりあるべきじゃないと思います。その人たちについても、ポイント制といっても、勉強してポイントを上げる工夫というのがあることは、私は知っておりますので、そういうことをしっかり県も中心になって、一緒になってやっていただき

ながら、できる限りポイントを上げてやるということ。それともう一つは、ポイント制の矛盾は、家族経営とかそういった農家に対しては非常に厳しい状況になってまして、でも、やっぱり小規模家族経営というのは大事な部分でありますから、その辺にもちゃんと光が当たるような改正を、我々も頑張りますけれども、執行部のほうからも、そういったこともとれるポイントに変わっていつもらえるように努力をしてください。

以上です。答弁は要りません。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

続いて、令和2年度当初予算関係議案及び条例等関係議案について、関係課長から順次説明をお願いします。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元の緑色の表紙、農林水産常任委員会説明資料(令和2年度当初予算関係)をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和2年度当初予算総括表でございます。

部長の総括説明にもございましたとおり、令和2年度当初予算は、いわゆる骨格予算としての編成で、本年度当初予算額(A)の欄の一番下、428億7,900万円余となっております。

予算の詳細につきましては、主なものについて、順次各課から御説明申し上げますが、先ほど申し上げました2月補正予算と同様、新規の施策についてはマル新、総合的なTPP等関連政策大綱に基づいた施策につきましては、四角囲みでTPP等、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として実施する施策については強靱化、熊本地震からの復旧、復興に関する施策については熊本地震と記載しております。

では、めくっていただきまして、2ページでございます。

農林水産政策課関連の予算でございます。主なものを御説明申し上げます。

まず、一番上でございます。

農業総務費のうち、職員給与費については、現在配置しております職員数に応じまして計上しております。

職員給与費につきましては、各課同様でございますので、以下、各課の分も含めまして、個別の説明は省略させていただきます。

下の3ページをお願いいたします。

一番上の段の農業公園費は、農業公園の指定管理者への委託に要する費用等でございます。

農林水産政策課からは以上でございます。

○門崎団体支援課長 団体支援課でございます。

続く資料4ページをお願いいたします。

下段、農業近代化資金等助成費のうち、説明欄、1の農業近代化資金につきましては、融資枠を前年度から5億円増額をいたしまして60億円としております。

最下段は、説明欄、1の近代化資金、2の負担軽減支援資金におきまして、償還期間中の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

5ページ中段の農業信用基金協会出資金につきましては、農業近代化資金等の無担保、無保証人による債務保証のための出捐でございます。

6ページをお願いいたします。

中段の認定農業者等育成資金助成費のうち、説明欄の2、県低利預託基金貸付金につきましては、融資枠を14億から21億6,900万円に拡大をしております。

下段の経営対策資金助成費につきましては、説明欄、1の鳥インフルエンザでございますとか、次ページ、4の熊本地震等災害等

の対策といたしまして創設した資金に係る利子補給費助成等を行うものでございます。

7ページ、3段目の農業協同組合指導費、次の8ページ、上段の農業共済団体指導費、下段の森林組合総合強化対策費につきましては、それぞれ、農協、農業共済組合、森林組合に対しまして指導、検査等に要する経費でございます。

9ページの林業金融対策費につきましては、説明欄のとおり、林業振興資金貸付金としまして、森林組合や椎茸農協等、林業関係の団体に必要な運営資金を融通するための貸付原資を金融機関に預託するものでございまして、多様な資金需要に対応できるようメニューを設けているところでございます。

10ページをお願いいたします。

4段目の水産業協同組合指導費のうち、説明欄の2、赤潮特約掛金補助と4の漁業共済加入促進支援事業につきましては、漁業共済の加入促進のために、共済掛金の一部を助成するものでございます。

下段の漁業近代化資金融通対策費につきましては、漁船リースなど、漁業経営の近代化を図るための融資に係る利子補給を行うものでございまして、11ページの上段につきましては、その償還期間中の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

下段の金融対策費のうち、説明欄、2の漁業振興貸付金につきましては、県海水養殖漁協、それと(2)の県漁連に対しまして、事業運営に必要な運転資金を融資するための預託、説明欄、3の漁業経営維持安定対策事業費につきましては、中小漁業者の経営改善のための借りかえ資金に係る利子補給でございます。

12ページをお願いいたします。

説明欄の4につきましては、資源管理や漁場改善あるいは浜の活力再生に取り組む漁業者への融資に対して利子助成を行うものでございまして、2段目の債務負担行為の設定

は、説明欄の2つの資金につきまして、利子補給の償還期間中の設定をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

林業改善資金の特別会計でございます。

3段目の林業・木材産業改善資金貸付金、5段目の木材産業等高度化推進資金貸付金とも、前年同額の融資枠としております。

16ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

2段目の沿岸漁業改善資金貸付金につきましても、前年同額の融資枠としております。

団体支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○井上流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課です。

17ページをお願いいたします。

3段目、農政企画推進費、説明欄、フードバレーアグリビジネスセンター推進事業は、フードバレーアグリビジネスセンターにおける試験研究及びビジネスサポート推進などに要する経費です。

4段目、農産物流通総合対策費、説明欄、2の地域未来モデル事業(農林水産分野)は、地方創生の推進に寄与する企業などが行う食品製造加工施設などの施設投資に対する助成です。

18ページをお願いいたします。

4の農産物等セールス強化事業は、くまもと大使の技術、ネットワークなどを活用した県産農林水産物の販売促進に資するPRブース出展や販促資材の作成などを行う経費です。

3段目、流通体制整備促進費、説明欄の卸売市場整備活性化事業は、卸売市場に対する検査、指導及び地方卸売市場の認定事務など、卸売市場が実施する活力ある市場づくりに向けた取り組み支援に要する経費です。

4段目のブランド確立・販路対策費、説明

欄、1の県産農林水産物等輸出推進総合支援事業は、輸出に取り組む県内生産者などの掘り起こしから輸出に至るまでの情報収集や事業者のサポートなど総合的な支援を行う経費です。

2のアジアマーケット開発支援拠点設置事業は、県産農林水産物などの輸出促進支援のために設置した香港の現地事務所の運営に要する経費です。

下の5のくまもと地産地消活用促進事業は、地産地消に係る情報発信や協力店の指定など地産地消の推進に要する経費です。

3段目の新しい農業の担い手育成費、説明欄の企業の農業参入トータルサポート事業は、参入希望企業を対象としたセミナーの開催、初期投資とか規模拡大への支援など、企業の農業参入やアグリビジネスの総合的な支援に要する経費です。

流通アグリビジネス課は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

20ページをお願いいたします。

最下段の農業改良普及費の農業改良普及管理運営費でございます。

これは、地域振興局等におります普及指導員の現地での活動費や調査研究費、また、組織の管理運営費に要する経費でございます。

次のページの農業改良普及推進費でございます。

説明欄、1のスマート農業普及推進事業は、昨年12月に開設しました農業情報拠点サイトの運営に要する経費でございます。

下の2の次世代につなぐ営農体系確立支援事業は、スマート農業技術の導入を検討する地域協議会に対する助成でございます。

22ページをお願いいたします。

2段目の農作物対策費の農業気象対策事業費でございます。

説明欄のとおり、阿蘇火山活動の降灰対策として、土壌酸性化を矯正する資材購入の助成や降灰量の測定、分析に要する経費でございます。

最下段の土壌保全対策事業費でございますが、説明欄のとおり、1の環境保全型農業直接支払事業は、環境保全に効果の高い農業に取り組む生産者への助成、また、2の地下水と土を育む農業総合推進事業は、県民運動の展開や生産者への支援等に要する経費でございます。

次のページの3の農業生産工程管理(GAP)導入促進事業は、県版GAPや国際水準GAP取得への支援に係る経費でございます。

最下段の農業研究センター費、管理運営費から28ページにかけましては、県下10カ所にあります農業研究センターにおける試験研究費、管理運営や維持補修等に要する経費でございます。

26ページの最下段に耕種部門の試験研究費を、次のページの最下段に畜産部門の試験研究に係る経費を計上しております。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○下田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

29ページをお願いいたします。

下から2段目の農作物対策費の中の農業気象対策事業費でございます。

右の説明欄、1、阿蘇火山等防災特産対策事業につきましては、お茶での降灰被害を防ぐために必要な洗浄施設等の整備に対して助成するものでございます。

2の農業用ハウス強靱化緊急対策事業につきましては、国土強靱化の一環として、老朽化等により十分な耐候性がないハウスの補強等に対して助成するものでございます。

最下段の米麦等品質改善対策事業費、説明

欄、1の主要農作物種子生産改善対策事業につきましては、本年度制定をいたしました県の主要農作物種子の生産及び供給に関する条例に基づき、稲、麦、大豆の種子の安定生産、供給を図る事業でございます。本県独自の取り組みとして、県全体での産地強化計画を策定しますとともに、これと一体で、中山間地域に多い各種子産地における産地強化ビジョン作成も支援してまいります。

30ページをお願いいたします。

中段の畑作振興対策費の説明欄、地域特産物産地づくり支援対策事業につきましては、お茶の高品質化につながる被覆資材や共同利用機械の導入などを支援する事業でございます。

下段のい業振興対策費の説明欄、1のくまもと豊表価格安定対策事業につきましては、豊表の価格が下落した際に補填金を交付するためのものがございます。

次に、31ページ上段の野菜振興対策費の説明欄、1、野菜価格安定対策事業につきましては、価格補填金交付のために令和2年度分として必要となる資金の造成と、中段にあります債務負担行為の設定を行うものです。

3の阿蘇火山防災園芸対策事業につきましては、園芸作物での降灰被害を防ぐために必要なハウス被覆施設等の整備に対して助成するものがございます。

下から2段目の果樹振興対策費、説明欄の園芸生産総合推進事業につきましては、果樹、花、野菜での一層の低コスト化、高付加価値化等を進めるための実証等を行うものがございます。

最下段の生産総合事業費につきましては、説明欄、1、強い農業づくり支援事業での集出荷施設等の整備に対する助成と、次の32ページの上段、説明欄、2の産地パワーアップ事業での農業機械、生産資材の導入等に対して助成するものがございます。

農産園芸課は以上でございます。御審議の

ほどよろしくお願いいたします。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

33ページをお願いいたします。

下段の畜産生産基盤総合対策事業費でございます。

説明欄の1、家畜改良増殖総合対策事業は、各地域において、肉用牛、繁殖雌牛の改良に取り組む地域改良組織等への助成や、優良な雌牛を地域内に保留するための取り組みを支援するものがございます。

3の阿蘇草原復興支援事業は、牧野の牧道整備等に対して助成するもので、熊本地震復興基金を活用したものでございます。

34ページをお願いします。

中段の畜産経営安定対策事業費でございます。

説明欄、1の家畜畜産物価格安定対策事業は、肉用子牛、肉豚及び鶏卵の市場価格変動による農家の損失を補填するための基金造成に対する助成でございます。

下段の循環型耕畜連携体制強化事業費でございます。

説明欄、1の環境保全型農業総合支援事業は、畜産環境の保全及び堆肥の生産、流通等に要する堆肥舎整備等に対する助成でございます。

35ページ、下段の家畜保健衛生所整備費でございます。

阿蘇家畜保健衛生所の解剖棟の解体工事や城南家畜保健衛生所の庁舎施工に伴う工事費等でございます。

36ページをお願いします。

上段の債務負担行為の設定でございますが、阿蘇家畜保健衛生所の庁舎施工に伴う工事や天草家畜保健衛生所の設計等が令和3年度までかかるため、債務負担行為を設定するものがございます。

中段の家畜衛生推進対策事業費でございます。

説明欄の熊本県産業動物獣医師確保のための修学資金貸与事業は、県の獣医師職員を初め産業動物診療獣医師の確保を図るため、国が行う修学資金貸与制度を活用する畜産団体に対する貸付原資の助成でございます。令和2年度は、貸与予定の学生を3人増員し、16人分確保するものでございます。

最下段から37ページの家畜衛生・防疫対策事業費でございます。

これは、県内5つの家畜保健衛生所の管理運営に要する経費や家畜伝染病の発生予防と発生時の防疫資材の備蓄等に要する経費でございます。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

資料38ページでございます。

まず、農業総務費、農村地域農政総合推進事業費でございますが、説明欄の1から5までは、担い手育成に関する事業でございます。

2の認定農業者認定事務費は、新規事業でございますが、市町村が実施しております認定農業者の認定業務を、複数市町村にまたがる認定につきましては、法改正によりまして県が認定できるようになったことで、必要経費を計上しているところでございます。

次に、4のくまもと農業経営相談所総合支援事業でございますが、農業者等からの相談に対しまして、ワンストップで対応サポートします農業経営相談所への助成でございます。本年度は、現在まで101経営体を対象にサポートを実施しているところでございます。

下の39ページになります。

説明欄、7から9の事業は、担い手への農地集積を促進するための事業でございます。令和2年度までに、県下約800地区で、人・

農地プランの実質化が必要となっておりますので、プランの策定とその実行を支援することで、農地集積をしっかりと進めてまいります。

下の段から次の40ページの上段の債務負担行為の設定につきましては、農業公社が農地売買や条件整備の事業を実施するための借入資金に関する損失補償として、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、40ページでございます。

2段目の農業委員会等振興助成費につきましては、市町村農業委員会等が実施します農地事務、農地集積等に対する助成でございます。

続いて、中段の農業改良普及費でございます。

説明欄の農業次世代人材投資事業につきましては、従前の青年就農給付金でございますが、令和2年度は、936人分を計上しております。

続いて、下の41ページ最上段の熊本型新規就農総合支援事業につきましては、新規就農者を対象に、相談から研修、就農定着までをトータルで支援しますとともに、今年度から実施しております中学生等若い世代への働きかけ等に関する事業でございます。

次に、中段の農業構造改善事業費でございますが、説明欄の担い手づくり支援交付金事業は、従前の経営体育成支援事業でございます。担い手へのハウスや機械導入等に対する助成でございます。

最下段から43ページの上段につきましては、農業大学校に関する予算でございますけれども、最終の43ページでございますが、上段の説明欄、10、スマート農業実践による就農促進事業につきましては、農業大学校と県内の農業高校が連携をしまして、栽培データをクラウド上で共有しながら、技術の向上、品質向上につなげるものでございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○福島農村計画課長 農村計画課です。

45ページをお願いいたします。

4段目の土地改良事業等指導監督費でございます。

説明欄、1にありますとおり、土地改良施設資産評価情報整理事業は、去年の土地改良法改正により必要となりました土地改良施設の資産価値算定への助成等を行うものです。

5段目の土地改良施設維持管理事業費でございます。

説明欄、1にありますとおり、土地改良施設の維持管理等に係る経費と、46ページになりますけれども、説明欄、2の土地改良施設突発事故復旧事業は、ポンプの停止等土地改良施設の突発事故等における緊急対応に要する経費を計上しているところです。

3段目の農業農村整備調査計画費でございます。

これは、農業農村整備事業の実施に当たりまして、基礎調査や事業計画策定等を行う事業でございます。

5段目の団体営農業農村整備事業費でございます。

これは、市町村等が実施いたします農地や農業用施設など生産基盤の整備に関する事業です。

農村計画課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○渡辺農地整備課長 農地整備課です。

47ページをお願いします。

4段目の土地改良費でございますが、次ページの48ページをお願いいたします。

1段目の農業生産基盤整備事業費でございます。

これは、説明欄のとおり、農業生産基盤の整備及び担い手へ農地を集積することにより、高収益作物の導入、生産コストの低下を通じて、農業経営の安定、向上を図る事業で

ございます。阿蘇市の第五阿蘇地区ほか79地区で実施することとしております。

当事業では、48ページから49ページにかけまして、説明欄に記載の7つの地区で債務負担行為の設定をお願いするものでございます。内訳としましては、排水機場が5地区、用水施設が2地区でございます。

引き続き、49ページをお願いします。

4段目の農地防災事業費でございます。

これは、説明欄のとおり、排水機場や農地海岸等の整備に要する経費でございます。熊本市の熊本海岸地区ほか19地区で実施することとしております。

最下段をお願いします。

49ページから50ページの説明欄に記載のとおり、4つの地区で排水機場の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

3段目の農地災害復旧費でございます。

4段目の団体営農地等災害復旧事業費は、説明欄に記載のとおり、被災した農地や農業用施設の復旧を行う市町村に対しまして助成を行う事業でございます。

5段目の県営農地等災害復旧事業費は、熊本地震で被災しました大切畑地区の復旧や市町村から県が受託して行う災害復旧に要する経費でございます。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○清藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

51ページをお願いします。

4段目の山村振興対策事業費につきましては、説明欄の1の中山間地域等直接支払事業は、中山間地域で農業生産活動を行う農業者等に対して交付する直接支払交付金でございます。

また、3のむらづくり・ひとづくり事業は、農山漁村地域の活性化を担う人材を育成するための研修会等の開催に要する経費で

ざいます。

52ページをお願いいたします。

2段目の農作物対策推進事業費につきましては、説明欄のとおり、鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業で、農作物の被害対策に必要な施設整備、捕獲補助金、人材の育成、捕獲した鳥獣肉を有効活用するための取り組みに要する経費でございます。

4段目の農業構造改善事業費については、説明欄の1の都市農村交流対策事業は、都市と農山漁村の交流活動への支援や情報収集、情報発信に要する経費でございます。

53ページをお願いします。

2段目の県営中山間地域総合整備事業費は、説明欄に記載のとおり、県営中山間地域総合整備事業費で、中山間地域における農業生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備に要する経費でございます。

3段目の中山間ふるさと・水と土保全対策事業費は、説明欄のとおり、未来につなぐふるさと応援事業で、ふるさと・水と土保全基金を活用した農業、農村の多面的機能や棚田の保全、啓発活動の支援に要する経費でございます。

4段目の農地・水・環境保全向上対策事業費は、説明欄にあるとおり、多面的機能支払事業で、農業、農村の多面的機能の維持、発揮のために、農業者等が実施する共同活動や地域資源の保全活動に対して助成を行うものでございます。

むらづくり課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○鉾本技術管理課長 技術管理課でございます。

資料の54ページをお願いいたします。

3段目の地籍調査費でございます。

熊本市ほか16市町村が行います地籍の明確化を図るための地籍調査事業に対する経費でございます。

5段目の農業土木行政情報システム費でございます。

説明欄、1の電子入札・工事進行管理システム開発事業は、電子入札、工事進行管理及び電子納品保管管理システムの運用、保守管理に要する経費の農業土木負担分でございます。

2の農地情報図(G I S)負担金は、農地情報図を県、市町村、農業関係機関で共同利用する経費に係る負担金でございます。

55ページ上段の林政諸費の説明欄にあります電子入札・工事進行管理システム開発事業につきましては、林務水産負担分でございます。

技術管理課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

56ページをお願いいたします。

3段目の林政諸費につきましては、今年度より開始された森林経営管理制度の円滑な運用を図ることを主な目的とする事業でございます。

説明欄、1の新たな森林管理システム活動支援事業は、県から市町村に対し業務運営に関する技術的な助言を行う取り組みでございます。

また、2の熊本県森林情報共有システム構築事業では、市町村が森林所有者に対して行う意向調査に係る事務などを効率的に進めるため、県や市町村が保有する森林資源情報や森林所有者情報などを一元的に管理する森林クラウド、これを構築してまいります。

57ページ最下段は、水とみどりの森づくり税を活用して実施する森林整備への取り組みでございます。

説明欄、2の次世代につなぐ森林づくり事業は、持続的な森林経営が行われるよう、伐採跡地における再生林を支援する事業ござい

います。

3の花粉の少ないスギ苗木生産拡大事業は、花粉の着花量が少なく、また、植栽後の初期成長にすぐれ、下刈り作業の省力化にもつながると期待されるエリートツリーの普及に向け、採穂園の整備に係る支援や実証展示等を行う取り組みでございます。

58ページをお願いいたします。

同じく、説明欄、4になります。シカ森林被害防止事業は、鹿による食害等から植栽木を保護するため、森林所有者等が行う防護ネットなどの設置や補修を支援する事業でございます。新年度では、所有者の負担を軽減するため、維持、修繕への支援の拡充を検討してまいりたいと考えております。

下から3段目、林業労働力対策事業費では、森林整備の担い手の確保、育成対策として、林業研究グループの活動支援や自伐林家への研修等を実施いたします。

60ページをお願いします。

2段目の造林事業費でございます。

主に、説明欄、1の森林環境保全整備事業におきまして、植栽、下刈り、間伐など、一連の造林事業への助成を行ってまいります。

森林整備課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

64ページをお願いいたします。

最下段の林業労働力対策事業費は、林業担い手の確保、育成を図るものでございます。

次のページをお願いいたします。

説明欄の2、地域の森を育てる担い手育成支援事業は、林業研究グループ等が行う地域の森づくり計画作成やその森づくりに必要な林業機械の導入を助成するものでございます。

4の意欲と能力のある林業経営者育成推進事業は、昨年4月から始まりました新たな森

林管理システムにより、今後発生する森林整備の受託者として、意欲と能力のある経営者を育成するものでございます。内容は、森林整備や木材生産の増加につながる機械の導入等に対する助成でございます。

5のくまもと林業大学校人財づくり事業は、昨年4月に林業大学校を開校し、林業に必要な技術と現場力を兼ね備えた即戦力となる人材やその他の幅広い林業担い手の確保、育成を図っておりますが、その運営等に要する経費をお願いしております。

66ページをお願いいたします。

2段目の県産木材需要拡大大策費は、利用期に達した木材の活用を図るものでございます。

説明欄の1、くまもと地域材利用拡大推進事業は、住宅をつくる際、県民の皆様に地域材を利用した木造住宅を選択していただくために、木材生産等の現地見学会や木造住宅セミナー等を行う地域住宅生産者グループに助成するものでございます。

3のくまもと間伐材利活用推進事業は、林道から離れた条件不利地で間伐された木材を搬出する事業体に対し、その流通経費を助成する市町村へ支援するものでございます。

最下段の林産物振興指導費でございます。

次のページをお願いします。

1段目の説明欄にありますように、3の食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業は、放置された竹林を活用する取り組みで、伐竹業者や竹林所有者等が行う竹林の整備に要する助成でございます。

2段目の林業・木材産業振興施設等整備事業費は、説明欄、1にありますように、木材を製材加工する施設等の整備に対する助成でございます。

3段目の林道費は、森林整備や生産性の向上を図るための事業でございます。

最下段の林道事業費から、68ページの3段目、単県林道事業費にかけましては、それぞ

れの説明欄にありますように、県が行う林道の開設や市町村が行う林道の開設、改良、舗装などを実施するものでございます。

林業振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大岩森林保全課長 森林保全課でございます。

69ページをお願いします。

最下段の水とみどりの森づくり事業費でございます。

説明欄、1のシカによる森林被害調査・地域対策支援事業は、県が実施する人工林の鹿被害調査経費のほか、林業者等で組織する地域協議会が行う鹿捕獲技術向上の取り組みや効率的な捕獲手法の検証など鹿被害対策に対する助成でございます。

2の県民の未来につなぐ森づくり事業は、NPO法人等のさまざまな団体が実施する県民参加の森づくり活動や森林公園の整備、森林環境教育等に対する助成でございます。

70ページをお願いします。

最下段の治山事業費でございます。

説明欄、1の治山事業は、山地災害箇所の復旧及び予防工事で、施工箇所は県内一円で実施するものでございます。

説明欄、2の治山激甚災害対策特別緊急事業は、熊本地震により発生した山地災害で、緊急かつ集中的に実施が必要な治山事業で、施工箇所は、阿蘇地域振興局管内でございます。

2段目の緊急治山事業費につきましては、説明欄のとおり、山地災害箇所を緊急に復旧する事業で、現年発生 of 山地災害に備えて待ち受けで予算をお願いするものでございます。

3段目の単県治山事業費につきましては、説明欄、1の単県治山事業（県営事業）は、国庫補助の対象とならない治山施設の復旧や小規模な山地災害の復旧を行うものでござい

す。

2の単県治山事業（市町村営事業）は、地域防災計画登載箇所等において市町村が行う治山事業に対する助成でございます。

72ページをお願いします。

3段目の保安林整備事業費でございます。

この事業は、説明欄のとおり、保安林において、水源を涵養する機能や土砂流出を防止する機能などを維持強化するため、下刈りや本数調整伐等の森林整備を実施する事業でございます。

最下段のみどり森林管理事業費でございます。

説明欄、1、2のとおり、立田山等の県有森林公園の維持管理経費や老朽化したトイレや遊歩道の施設を整備するものでございます。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

75ページをお願いいたします。

2段目、浅海増養殖振興事業費でございます。

説明欄、2、「クマモト・オイスター」生産・ブランド化推進事業は、クマモト・オイスターの種苗生産や養殖技術を向上させ、新たな産業としての育成を図り、本県を代表する熊本ブランドとしての確立を図るものでございます。

76ページをお願いいたします。

説明欄、6、漁民の森づくり事業は、水とみどりの森づくり税を活用し、漁業関係団体等が実施する植林等の森づくり活動に対する支援を行うものです。

2段目、水産物流通対策事業費の説明欄、2、漁業チャレンジ就業支援事業は、新規漁業就業者の確保、育成に向け、地元市町や漁協と連携し、漁業就業支援フェアにおける就

業希望者の掘り起こしや各種研修の実施などを通し、漁業就業者の確保に努めるものでございます。

77ページをお願いいたします。

1 段目、漁場環境等対策事業費の説明欄、3、水産多面的機能発揮対策事業は、水産業、漁村の活性化を図ることを目的として、漁業者等が行う干潟や藻場の環境、生態系の保全活動など、水産業、漁村が持つ多面的機能の発揮に資する活動を支援するものです。

2 段目、水産資源保護育成事業費の説明欄、1、さかなを守り育む豊かな海づくり事業は、水産政策の改革の柱となる新たな資源管理体制を整備するとともに、共同放流事業の取り組みや放流効果調査の技術的な支援を通じて、資源造成型栽培漁業を推進し、水産資源の回復を図るものでございます。

また、2の有明海・八代海再生事業は、有明海、八代海における魚介類の生息環境調査や増養殖技術開発を通じて、有明海、八代海の水産業の再生に取り組むものでございます。

78ページをお願いいたします。

最下段、漁業調整費でございますが、79ページの1 段目、説明欄、4、漁業法改正に伴う漁業制度対応業務を新規事業としてお願いしております。

これは、水産政策の改革に伴い、漁業に関する基本制度である漁業法が70年ぶりに改正され、令和2年中に施行されます。これに伴う許認可、制度の変更、運用を円滑に行うために必要な経費をお願いするものです。

80ページから82ページまでが、水産研究センター費でございますが、82ページをお願いいたします。

1 段目、説明欄、12、漁業調査船「ひのくに」代船建造事業は、本年秋の完成を目指し、現在建造中の「ひのくに」代船建造費の令和2年度分でございます。

水産振興課は以上でございます。御審議の

ほどよろしく願いいたします。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

83ページをお願いいたします。

中段の水産環境整備事業費は、漁場の生産力の回復や生息場の環境改善を目的として、説明欄にありますとおり、覆砂等による干潟の底質改善や藻場の造成等に要する経費でございます。

84ページをお願いいたします。

中段の単県漁港改良事業費は、説明欄、1と2は、国庫補助事業の対象とならない小規模で局部的な整備や補修を行う経費で、3は、市町等が実施します基盤整備事業及び漁場の保全、回復に資する事業に対する助成でございます。

85ページの2 段目、漁港施設機能強化事業費につきましては、防波堤や岸壁等の改良及び機能診断等により漁港施設の機能強化を図るための経費でございます。

下から2 段目、漁港関係港整備事業費につきましては、説明欄にあります水産物供給基盤機能保全事業費におきまして、漁港施設の長寿命化対策工事による更新コストの平準化及び縮減を図るために要する経費でございます。

86ページをお願いいたします。

上段の海岸漂着物等地域対策推進事業費につきましては、大雨や台風等により海域へ流入する流木等の回収、処分に要する経費でございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○井上流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課です。

黄色の表紙、農林水産常任委員会説明資料（条例等議案関係）の1 ページをお願いいたします。

第55号、熊本県卸売市場審議会条例及び熊本県卸売市場条例を廃止する条例の制定についてです。

概要説明を2ページを使って説明いたします。

熊本県卸売市場審議会条例は、都道府県卸売市場審議会の設置に関して必要な事項を定めたものです。

熊本県卸売市場条例は、都道府県条例で定めるべき事項及び地方卸売市場の規模要件未達の卸売市場に関して必要な事項を定めたものです。

卸売市場法が一部改正されまして、令和2年6月21日から施行されますが、これに伴い、法で規定されておりました都道府県で定める事項であった都道府県卸売市場審議会の設置は削除されました。また、都道府県で定める事項であった競りなどの取引方法、手数料等の条件、競り値等の公表など、地方卸売市場が守るべき事項は、改正法で規定され、改めて県条例で規定する必要がなくなりました。地方卸売市場の開設に関し、設置の最低規模の条件がありましたが、これが廃止になり、条例が不要となりました。

このように、これまで条例で規定していた事項は全て改正法により直接規定されることとなったことから、条例を廃止する必要が生じたものです。

この条例の施行は、改正卸売市場法の施行に合わせ、令和2年6月21日としています。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

3ページをお願いいたします。

議案第56号、熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

4ページに概要を記してございます。

同センターは、昨年4月に開校しましたく

まもと林業大学の県北校の拠点でもあることから、現在、林業に関する研修機能の充実強化を図っているところであり、今般、新たに丸太の伐倒を繰り返し訓練することができる装置を設置いたしました。

これに伴いまして、2の条例制定の趣旨にありますとおり、当該設備導入に伴う使用料の追加設定、これを内容とする条例を提案させていただきます。

森林整備課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○渡辺農地整備課長 農地整備課でございます。

6ページをお願いいたします。

議案第65号、市負担金について御説明します。

地域密着型農業基盤整備事業でございます。

農業農村整備関係の建設事業の実施に伴いまして、市の負担金を徴収する必要があり、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。表の事業名欄に記載の2つの事業につきまして、新たに実施する箇所が生じたものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第66号議案、工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、松の木堰地区農業水利施設保全合理化事業第2号工事他合併です。工事内容は、ゲート設備製作据えつけ工事です。工事場所は、熊本市南区奥古閑町地内です。工期は、契約締結日の翌日から令和4年3月24日まで、契約金額は、4億8,070万円です。契約の相手方は、西田鉄工株式会社、契約の方法は、一般競争入札です。

続きまして、9ページをお願いいたします。

工事請負契約の変更について、2件御説明いたします。

まず、67号議案です。

平成29年11月議会において議決されました昭和地区経営体育成基盤整備事業第19号工事の請負契約につきまして、工期、平成32年2月28日までを令和3年2月26日までに、契約金額6億7,439万1,406円を7億1,669万3,094円に変更するものです。変更理由は、地中埋設物の撤去増によるものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

第68号議案でございます。

平成31年2月議会において議決されました大切畑地区県営農地等災害復旧事業第1号工事の請負契約につきまして、工期、平成32年3月19日までを令和2年12月28日までに、契約金額5億7,942万円を7億3,748万1,195円に変更するものです。変更理由は、仮排水トンネルの掘削に伴い湧水が発生したため、その対策工事の追加によるものでございます。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

14ページをお願いいたします。

報告第6号、一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

概要は、次の15ページをお願いいたします。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営の支援事業等を実施し、本県果樹農業の発展を図ることを目的としております。

中段下、2、平成30年度の決算の概要についてです。

ミカンの需給調整事業等を実施する公益目

的の事業会計、基本財産の運用を行う法人会計に区分しております。

事業活動の効率性をあらわします一般正味財産の当期経常増減額につきましては、(C)欄のとおり、公益目的事業で424万円の減、法人会計で527万円余の増となり、一般正味財産増減額は、(H)欄の合計欄のとおり、前年度より103万円余の増となっております。

指定正味財産は、県の補助金が該当いたしますが、(K)欄のとおり、前年度より3万円余の増となっております。

これにより、正味財産期末残高は、下から2段目、J+M欄の合計のとおり、1億6,324万円余となり、最下段、H+K欄の合計のとおり、前年度より107万円余の増となっております。適正に運用されていると考えております。

16ページの3、事業実績等についてです。

(1)のア、緊急需給調整特別対策事業は、ミカンの価格低下時の対策ですが、30年度は、販売価格が堅調に推移したことから事業が発動されませんでした。これに伴い、補給金の交付もありませんでした。

(2)のア、果樹経営支援対策事業は、優良品目、品種への転換等を支援する補助事業です。

30年度は、全体合計で123ヘクタールの事業を実施し、1億8,576万円余を交付しております。

また、イ、果樹未収益期間支援事業は、優良品種への転換や新植した際の未収益期間の経費を支援するもので、2億83万円余を交付しております。

農産園芸課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○早田順一委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩したいというふうに思います。

午前11時46分休憩

午後0時58分開議

○早田順一委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 52ページ、むらづくり課。

毎回言って申しわけないんですけども、鳥獣被害防止のためのジビエ利用加速化事業ということで、前年度7億4,300万円、本年度は5億6,200万円、前年より予算は減っているようですが、これはまあ骨格ということだろうというふうに受けとめておりますから、予算のことは言いませんけれども、具体的にずっとこの委員会では議論をされてきているというふうに思いますので、今年度予算の特徴、何をやられるのか、そのことについてお話をいただきたいというふうに思います。

もう1つですね。56ページ、森林整備課。

林政諸費の中で、新たな森林管理システムにおける市町村活動支援体制の整備とかという話で、新たな森林管理システムは、御承知のとおりであります。森林環境税と関連しながらやっていく事業であります。新年度は、今年度の森林環境譲与税の額からすれば、市町村配付、県もですけれども、倍額になるということでありまして、当初示されたスケジュールよりも早く予算がふえてきたりするということでありまして、その点に対しての対応というのをぜひやってもらわないと、去年のままですということではないだろ

うと思います。実態的には、まだ実際の森林整備に入っていくのは、もうちょい先かなという感じはしてるんですけども、できれば早く森林整備のほうにも入っていただきたいというふうに思っています。

そこで、ちょっと関連的な質問で申しわけないんですけども、市町村がやる、もしくは県でもいいんですけども、この新たな森林管理システム、もしくは森林環境税を利用した事業の中で、現在非常に難しいと思っているのが、自伐林家の皆さん方が、いわゆるこういうシステムに乗らずにやっているという状況があります。そのことを市町村ともしっかり話をしていただきながら、やっぱり自伐林家も同様に、事業体じゃなくても同様にこの森林環境税の恩恵を受けられるような形をぜひつくってもらいたいなというふうに思っています。

その自伐林家の中には——これは、この森林整備課じゃありませんけれども、例えばシイタケ生産をやってらっしゃる皆さん方は、原木をちゃんと植えて、原木をつくりながら、そして原木を切って、ほだ木をつくって、そしてシイタケをつくるという、これはもう全く山の作業をそのままやり続けていただいているわけではありますが、それをやろうとするときに、いわゆる森林経営計画というのは、ある程度面的な、大規模な計画をつくって、その計画をつくったところには造林補助金を初めとした補助事業行きます。しかし、その経営計画がないところには行かないということに今なっているわけですから、ところが、ほだ場をつくるための木を植えている場所ですね、広葉樹を植えている場所というのは、そんなに広大な面積ではなくて、結構自伐林家が自分ちの山を点々とつくりながらやってらっしゃるので、経営計画ととてもミスマッチになってしまって、経営計画をしっかりとやろうとすると、自伐林家は外されていくというような印象を私は持って

おりまして、その部分は特措法で今カバーしてもらっているとは思いますが、これはあくまで特別措置法でありますから、恒久法ではないので、それは恒久的に、やっぱりその部分もしっかり光を当てていくということのために、森林環境税を県や市町村と一緒に話をしながら使っていくと、そしたら国の制度に余りかわからずともやれるんじゃないかというような思いはありますので、その辺のところはどうなってるか、森林整備課にお尋ねをいたしたいと思います。

○早田順一委員長 まず、鳥獣被害から。

○清藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

鳥獣被害対策について、来年度の当初予算での特徴的な取り組みはというお尋ねだったかと思います。

まず、対策については、昨年度まで、鳥獣被害とジビエについては、二本立ての予算にしておりましたが、ことしから、一体的な対策を進めるということで、事業を一本化したところでございます。

その中で、1点目は、まず、鳥獣被害の箱わなの規格が統一化されてないんじゃないかということとか御指摘がありましたので、箱わなの規格化に向けた調査と、それから検討をするための予算を新たに来年度計上しているところでございます。

それから、肉づけ予算にはなるんですけども、耕作放棄地化等によって見えない被害があるんじゃないかということで、その実態調査と、それから農地GISを活用いたしまして、これまでやってきた対策箇所ですとか、耕作放棄地で見えない被害の場所、そういった実態調査を踏まえた見える化を行って、効率的な対策なり複数市町村で連携した取り組みなど、そういったものができるような検討を新たにやろうということで、今肉

づけに向けて検討を始めているところでございます。

それから、捕獲補助金につきましては、これまで、市町村が交付する分について、補正等で満額やったり、あと、1月、2月分がどうしても満額支給できてない部分がありましたので、市町村指導によって、1月、2月、3月分を次年度回しにするなど、全頭を国庫補助金の対象にするよう市町村指導を進めて、必要額を来年度予算の中で計上するようにしているところでございます。

以上でございます。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

森林環境譲与税に関する御質問をいただきました。

私のほうから、税の増額の状況とそれに関する対応というところで、大きく2点答弁をさせていただきます。

まず、森林環境譲与税につきましては、森林環境税という、いわゆる税の徴収が始まる令和6年度までは、国のほうで借入金を借り入れて、その財源をもとに森林環境譲与税というところで譲与するというところになってございましたが、昨年12月、総務省のほうで、地方公共団体金融機構の準備金を活用して、その借入金によらずとも前倒しで増額をするということになってございます。実質、令和2年度の譲与額、県では1.5倍、市町村では2.1倍にふえるということになってございます。

まず、県に入る譲与の増額分につきましては、6月の肉づけの予算化に向け、庁内でも議論を進めてございます。しっかりと対応してまいりたいと思っております。あわせて、市町村における取り組みの加速化というところが今後大きな論点になるかと思っております。

まさしく、委員から御指摘ありました、国

でなかなかカバーできない間伐、多くあると思います。そこを今回市町村に譲与がされる税で何とかカバーができないかというところで、具体的には、森林経営計画に基づく国の補助事業、これは5ヘクタール以上というところで、自伐林家さんにとっては非常にハードルが高いものとなってございますので、なかなか国庫補助事業のみでは対応できない部分も県内の森林整備、多くございます。そこをカバーする、補填するという意味で、今回、市町村に対しまして、5ヘクタール未満の間伐をぜひ今回増額譲与をされる税を使って事業の予算化をしてみませんかというところで、今全振興局、林業指導普及員と一緒に指導なり御助言をさせていただきたいと思っております。

具体的には、もう県のほうで、制度の要領ですとか検査要項も含めて、ちょっと標準事例のようなものを作成して御提示をする中で、市町村のほうでも、国の補助事業に乗れないような、まさしく地域地域で自伐林家さんに対応した予算が欲しいというニーズも多く聞きます。そのような事業に対応できるような施策が市町村のほうで立案できるように、しっかりとサポートしていきたいと思っております。

以上でございます。

○前川収委員 まず、むらづくり課の鳥獣被害なんですけれども、ジビエ活用と合算予算にしたということですが、総額予算は減っているようでもありますけれども、これはまあ新年度骨格だということで、次の委員会ちゃんと伸びているんだろうということを期待しておきたいというふうに思います。ぜひ捕獲システムをしっかりつくってもらいたいというふうに思います。

それと、もう一つは、市町村によって若干違うんですね、捕獲補助金というのが。そこはやっぱりある程度上げてやって、という

か、私は、5万円出してくれとずっと言ってるんですけども、5万円ができるできないは別としても、やっぱりとろうというモチベーションを上げるためには、その捕獲補助金をやっぱり上げるということがとてもいいことだと思いますから、市町村とそのこともちょっと議論をしてほしいというふうに思っておりますので——そしたら国もついてくるかもしれないので、その辺は、ぜひひとつよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それと、56ページの新たな森林管理システムのお話で、今おっしゃったとおりでありまして、もともとは民主党時代にできた制度で経営計画というのがあって、5町歩以上をこなさいという話になって物すごく窮屈になってしまって、山の整備をしようというときに、それ以外の制限のほうが強過ぎて、今私はあそこをやりたいんだけど、隣がやってくれないとできないと。5町歩全部1人で持ってる人なんて、1カ所にね、そんなには、やっぱり日本の山の所有形態、特に熊本の所有形態で見れば、そんなにたくさんはいないんですよ。だから、隣がやるならばうちもやれます、隣がやらないとちはやれないというのが、5町歩集めるためには非常に弊害になってしまっていて、それでも頑張ってみんな経営計画をつくってますが、結局、じゃあそれでできないということ、特に、造林補助金なんかを受けられないということがあって、果たしていいのかなというふうに思っております、そこをしっかり埋めていくために何か方法ないかなということを私自身も考えてましたけれども、今回森林環境税というのが来ますし、これは、緑をしっかり保全していきましょうという話でありますから、自伐林家もしっかり頑張ってもらって——多分、日本の林業の経営体の中で事業体だけに光を当てていけば、だんだん衰退していくと思います。

いわゆる山の仕事って産業化し過ぎてはいけ
ない。もちろん産業だから産業としてやら
なければいけないけれども、産業だけですか
という視点は、やっぱり山の環境整備という
部分には必要だと私は思っておりまして、里
山なんかもそうなんですけれども、そういつ
た部分にもしっかり光が当てられるように、
森林環境税の事業の使い方、市町村としま
り話をしてやってもらえればというふうに思
っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませつか。

○岩本浩治委員 22ページの農業技術課で
ございませつか、お聞きしたいんですが、阿蘇火
山活動降灰地域緊急土壌矯正事業ということ
で、酸性化を矯正する資材の購入、または降
灰量の測定、降灰の理化学性分析ということ
でなっておるんですが、従来の調査の中味と
ことしのこの中身が変わっているのかどう
か。例えば、ppmの問題とか、そういうの
がどう変わっているのか、ちょっとお聞き
したい。

それと、もう1点よろしゅうございませ
つか。

29ページでございませつか、農産園芸課のほ
うにお聞きしたいんですが、ここに老朽化等
により十分な耐候性がない農業用ハウスの補
強等に対する助成ということを書いてあるん
ですが、ビニールハウスは、日光障壁による
遮断でということ、ビニールハウスのビニ
ール自体はかえられると。ただ、そこのハウ
スの支柱といいますか、これは対象外だとい
うふうに聞いておるんですが、この部分で
は、やはり補強——ビニールハウスだけであ
って、ハウスの支柱とかは、もう関係ない
という、これも全然変わらないのかなという
のをちょっと、これは農産園芸課ですか、お
聞きしたいんですけれども。

以上でございませつか。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でござ
いませつか。

資料の22ページの阿蘇火山活動の緊急土
壌矯正事業と、それから次の降灰対策の調査
事業だと思ひませつか。

まず、調査につきましては、昨年度と同じ
ように20市町村の28カ所で調査をしており
ませつか、調査の内容につきませつかも、降灰の量
と酸性度をずっと継続して調査をしていく
ということにしております。

それから、土壌矯正事業につきませつかも、
この事業の要件につきませつかは、同じく10ア
ール当たり1トン、それから酸性度が5.5未満
ということで、その事業の要件は変わって
はおりませつか。

現在の降灰量につきませつかも、ずっと調査
をしておりませつか、やはりことしの1月まで
を見ませつかすと、一番降ってるところで、南阿蘇
の白水が、10カ月間で10アール当たり344キ
ロというような状況になっております。た
だ、降灰量が、土壌改良の要件にはまだ合
ってないんですけれども、今回の降灰はず
っと続いて降っているものですから、農業者
が、洗浄作業が多くなったりとか、そうい
う負担、肉体的にも精神的にもやっぱり負
担は生じているのかなというふうに思ひ
ませつか。

うちのほうでは、農業普及指導員のほう
も管轄しておりますので、普及指導員の
小まめな巡回であるとか、あと、地元市
町村、農協と連携して、状況の把握に
しっかり努めて、土壌改良が必要なき
ときには迅速に対応していきたいとい
うふうに思ひませつか。

○下田農産園芸課長 農産園芸課でござ
いませつか。

降灰によるハウス施設への影響について
でございませつか。

まず、31ページをお願いいたしま
す。

31ページ、上のほうの説明欄、3の阿蘇火山防災園芸対策事業、この事業につきましては、先ほど委員からお話がありましたビニールの交換を支援する事業でございます。この事業の中では、委員おっしゃったとおり、ハウスの支柱等の資材の交換は、補助の対象となっていないところでございます。

それから、御質問のあった29ページの農業用ハウス強靱化緊急対策事業につきましては、ハウスの風に対する、あるいは雪に対する強度を強めるということで、支柱の数をふやすとかいうことができる事業でございます。それと、さびで劣化をしていく分がございますので、そういったものにはさびどめ剤を塗布するということができるようになっております。もともと降灰対策として設けられたものではございませんが、ハウスの強度の劣化ということであれば、さびどめ等によって劣化を防ぐということでの活用はできると考えております。

以上です。

○岩本浩治委員 よくわかるんですが、降灰が、去年から今年度にかけては、もう降る量が違うと。だけど、酸性度に、基準ではなかなかならないじゃないかというのが農業の方々なんですね。そして、阿蘇の農業の所得をふやすとかいってもふえないんじゃないかというのが、農業を実際やられる方々の声なんですね。

それと、今施設園芸が非常にふえてきてます。トマトハウスにしろ、アスパラにしろ、ふえてきている。そういうのは、大型ハウスじゃなくて普通のビニールハウスと、だけどその支柱まで酸化でやられるじゃないかと、それも一体のビニールハウスだから一緒にできないかなという要望があるわけですね。

私も、やっぱりそれがあれば、若い者も農業に参入してくるんじゃないかなと。おやじがしよるばってんが、おやじが農業の収入で

難しいことばかり言うたっちゃできぬていうことで、子供が入らないわけですね。ぜひ、そういう部分で何か考えていただければと思いますし、特にひどかったのが、去年の稲刈りのときに、農業の稲刈りのコンバインの歯が、降灰で、火山灰で、すぐ研ぎに出さないといけないとか、歯が折れるとかいう声があったわけですね。そういう部分も、やはり降灰対策にとっては必要じゃないかなというふうに思います。

ただ、去年は、気候の変化で、やっぱり反当5～6俵しかできないと。だから、その火山灰のせいにもする人もおるわけですね。火山灰が降ったけん、稲刈ってもコンバインの歯が磨耗したり折れたりすると。そして、反当5～6俵しかとれぬならば、もう何もならぬと、だから米はやむるばいという声を聞くんです。だから、そういう部分を何らかの救いができればなというふうに思うわけです。ぜひ何か検討をしていただければなと。

ただ、きょうもきのうも火山灰は降ってないんですよ。白い煙で、すばらしい阿蘇で感じます。きょう、きのうですね。それがまたどういうふうになるかわかりませんが、そういう状況下の中ですので、いろいろ大変と思いますが、検討していただければと思います。

○早田順一委員長 岩本委員、要望で。

○岩本浩治委員 はい、要望でお願いしたいです。予算をつける要望をお願いします。

○早田順一委員長 何か執行部からよろしいですか。

○下田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

ハウスの劣化に合わせてコンバインの歯の劣化の話もございました。

ハウスのビニール部分につきましては、光の透過量が明らかに劣ってくるということで、数字ではっきりと灰の影響が示せるということがございまして、国も補助事業の対象にしているところがございます。一方、コンバインの歯につきましては、なかなか単純に因果性を明らかにしにくいということで、現時点では国の補助事業の対象にはなってございません。

コンバインの歯の劣化の状況がどうなのか、それからコンバインの歯の劣化を防ぐために、日ごろのメンテナンス等ではできないのか、どういったことができるのか、地元のほうとも、また検討、研究していきたいと思っております。

○早田順一委員長 よろしいですか。

○岩本浩治委員 もう1点よかですか。

済みません。67ページ、林業振興課。

林業に関係することなんですけど、林道の開設とか舗装とかというふうになっておりますが、この林道を開設するときに、できれば——電線とか、電話線とか、そういうのが通ってるわけですね。そして、従来整備されてなかったものですから、枝落としか、ちょっとした風で、倒木までいかななくても、枝で電話線を打ち切ったり、電柱線を打ち切ったりという、一部地域でそういうのが発生しているものですから、この林道開設するとき、林道を新たに舗装し直したりするときに、それに関する付近の森林整備といいますか、枝落としか、そういうのも一緒にやっただけであればどうかと思うんですね。これは、個人の山ですから、了解をとらないいけないとかいろいろあると思うんですけども、林道をつくるときには、やっぱり了解とるわけですから、それを一緒に、そういう部分もできればと要望でございますが。

○松木森林整備課長 森林整備課から少し答弁させていただきます。

水とみどりの森づくり税、11月議会で条例の提案、御承認いただきました。来年度から、第4期政策というところで頑張っていきたいと思っております。

その中で、この常任委員会でも御議論いただきました、御提案ございました、道路沿線で緊急時に倒木等がありますと、電線等でやっぱりライフラインを切断してしまうという懸念、本当に全国的にも多く報告をされておりますので、県としても何かできないかというところで、今検討をしているところでございます。

岩本委員からも激励のお言葉をいただきました。肉づけに向けてしっかりと頑張りたいと思っております。

ありがとうございました。

○岩本浩治委員 ありがとうございます。

以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○高木健次委員 先ほど冒頭に部長のほうから要旨の説明がありましたけれども、ここに書いてあるとおり、1月1日に日米貿易協定がなされて、これからの県の農林水産業というのも、目減りが、影響が40億から77億出てくると、非常に懸念をされている要旨説明がありましたけれども、この当初予算の31ページ、一番下のほうの生産総合事業費の予算が、昨年比べて半額といいますか、22億、昨年は44億ぐらいあったんですけども、ただ、これは、事業確定等によつての減額が補正予算のほうにも出てきておりましたけれども、これも一つはほとんどが国に頼ってる支援の事業ということですが、こういう懸念、これからの熊本県の農業の生産高とか生産額とかを心配すると、やはり特に強い農業づく

りの支援とかパワーアップ事業ですよ、確定したところも、大体、地震の復旧、復興でもう終わったところもあると思うんですけども、この辺をやっぱり強く支援をしていかないと、なかなか生産額の向上にはつながらないのかなというふうに思います。

特に熊本県は、農業県ですから、この辺に非常に力を入れるためには、この辺の予算というものは余り減らさない、ただ、これは国の支援事業がほとんどですから、しっかりとこの辺は国にやっぱり要望、要請をしていかないと、これでだんだんやっぱり目減りしていくと、非常に熊本県の農業というのも苦しくなるのかなという感じがいたしますが、その辺の部長の見解をちょっとお尋ねしたいと思います。

○福島農林水産部長 実は、今回骨格ということもありまして、この強い農業づくり支援事業につきましても、肉づけにちょっと御留意しているのがあります。

総合的にお答えいたしますと、まさに2月補正のほうでもございましたが、産地パワーアップ事業、それから畜産クラスター事業等々ですね。基本的には、御要望をしっかりと聞きして、必要と考えられるものは、きちっと要求しようということで、予算の計上についてもその方向で今させてもらっています。

済みません。当初予算、骨格ということで、一部、こういう何かちょっと減額という形に見えていますけれども、6月補正後でまた見ていただければというふうに思っております。しっかりと取り組んでまいります。

○高木健次委員 今部長の答弁を聞いて安心しましたがけれども、言われると、今回は骨格予算で、6月でまた補正が来るんだろうというふうに思いますけれども、できるだけこの辺は力を入れていただいて、6月補正でまた頑張ってくださいというふうに思います

ので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○早田順一委員長 ほかにございせんか。

○前川収委員 1つだけ、済みせん。

部長の御挨拶というか説明の中で、これ見て、さっきちょっと思ってたのを思い出しました。

1枚目の一番最下段落で、本県の農業生産額について御説明をいただいております。

「本県は同年同様、全国で第6位、九州で第3位の3,406億円となりました。」ということでありまして、対前年で0.5%微減ということであります。この数字というのは、とても大事な数字で、これも今までどおりきちっと見てもらいたいんだけど、農業所得ですね。農家の所得については、全国順位がたしかあったんだろうと思っておりますけれども、これより少しよかったんじゃないかなという数字がありました。

というのは、知事が稼げる農業ということを書いていただいておりますから、総生産額も大事だけれども、その総生産額が農家1戸当たりどのくらいになっているのかという数字も、私はとてもいつも気になっているところで、その数字が、もし今わかれば、教えていただければと思ひますけれども。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

先日公表いたしましたのは、平成30年の農業産出額及び生産農業所得でございました。

御質問の生産所得につきましては、1,395億円で、こちらは、前年は第6位でございましたが、今回は、全国第5位、九州第2位という状況でございます。前年を99億円上回ったという結果でございました。

○前川収委員 ちょっと済みせん。直接議

案じゃないんですけども、これは、全ての農業政策の結果が、こういう数字で多分出てくるんだと思いますけれども、生産額よりも所得額のほうが、全国順位で上がっていく、九州順位でももちろん上がっていく、その要因は何ですか。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

この統計、国で計算しているものでございまして、農政局とも大分議論をさせていただいたところでございます。実は、農政局からも、正確な、こうだという原因をいただいたわけではないんですけども、農業産出額と農業所得額の差というところは、結局コストということになりますので、その分、本県の農業、コストがかからなかった結果がこのようになっているというふうに計算上理解すべきだというふうに理解をしております。

30年度に関しましては、各農家の方々が省エネ型の経営を心がけたりだとか、そういうものが非常に浸透したのではないかというふうに思っておりますが、特にハウス栽培は、気候に左右されて、基本、暖かいとコストがかからないというようなこともありますので、そういう要因もあるかとは思いますが、基本的には、農家の方々の省エネの意識が大分上がってきているというふうに考えているところであります。

○前川収委員 私は、稼げる農業、PQCの意識が、しっかり皆さんにまずあって、そのことが農家にも政策的に反映されてる結果だろうと、いい方向で受けとめたいというふうに思っております。こういう数字をもう少し表に出して、もちろん、農業産出額というのが全国的な一般的な指標であることはよくわかっておりますが、熊本県が目指す農業の目標というのは、もちろん生産額と産出額とちゃんと相関関係はあるんだけど、やっ

ぱり一戸一戸の農家が、稼げる農業ですから、豊かになっていただけるということを目指とするとすれば、むしろ、この今おっしゃった数字のほうが、的確というか、見えやすいというのかな、実態が、そういう数字じゃないかなというふうに思っておりますので、これからも頑張ってください。正當に評価した上でお話をしているつもりでございます。よろしく申し上げます。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○高木健次委員 部長の要旨説明の中で、1点目に、国際スポーツ大会で、熊本の農産物のPRをやったと、いろいろなブースとか、ホテルとか、いろいろなところでやって、非常に、おもてなし等含めて、熊本の農産品のPRをやったということなんですけれども、それによって得た成果とか、効果とか、何か得たものがあつたと思うんですね、たくさん。その辺はいかがですか。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

今回の県内開催の国際スポーツ大会では、農林水産部としては、特に県産農林水産物のPRという面でかわらせていただいたところでございます。どちらの国際スポーツ大会でも、ファンゾーン等で県産食材の提供やPRを行いまして、国際スポーツ大会推進事務局の発表によりますと、ハンドボールのファンゾーンには、全体で約7万6,000の方が訪れたということでもあります。これらの方々に県産農林水産物のよさをPRできたのではないかと考えております。

ちょっと個別のことで恐縮でございますが、例えば、ハンドボールのパークドームには、くまモンの周りに農林水産物を飾った大きなオブジェを飾らせていただいたところであります。その後、いろいろSNS等見ま

すと、その写真の周りで写真を撮ってSNSに上げておられるような方がたくさんおられて、あの大きなたくさん人が集まるようなところでPRをするというのは非常に波及効果が大きいなというふうに思ったところであります。部長の概要説明でもございましたが、このような機会を捉まえながら、今後もPRを進めていきたいと考えております。

○高木健次委員 これは今まで余り経験したことのないような国際的な大会で、外国人も大分来られたということで、熊本の農産品といますか、そういう食べ物、食品が非常に世界に知らされたというような感じがすると思うんですね。こういうことは、やっぱり時を捉えながら、どんどんこういうことを通じて、やっぱり県の農産物をPRしていったほうがいいんじゃないかなと思います。

これからもひとつこういう何か機会があったら、どんどん売り出しはしていただきたいというふうに思います。

委員長、以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第8号、第9号、第20号、第29号、第30号、第55号、第56号及び第65号から第68号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外11件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外11件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元の農林水産常任委員会報告資料、(1)熊本県国土強靱化地域計画の充実に係る取組一覧についてを御説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

本資料は、総務、建設常任委員会でも同様の説明をさせていただいております。

熊本県国土強靱化地域計画は、熊本地震等を踏まえ、平成29年に策定され、これに基づき、災害に強く、安全、安心に生活できる熊本を目指し、国土強靱化の取り組みを進めているところでございます。

近年、自然災害がさらに頻発化、甚大化しており、中段の点線四角囲みに記載しておりますとおり、国からは、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施や関連する交付金、補助金の令和2年度予算以降における重点化や要件化の検討という考え方が示されております。

また、先ほど、2月補正予算におきまして、関連の施策を御説明申し上げましたが、昨年12月に取りまとめられました国の経済対策におきましても、災害からの復旧、復興と

安全、安心の確保が柱の一つとされております。

このような国の動きに呼応いたしまして、県においては、県計画を充実することといたしまして、このたび、具体的な事業箇所等を明記した強靱化推進方針に基づく取組一覧を作成いたしました。

議員の皆様方には、昨年末に暫定版として送付させていただきましたが、この取組一覧には、現在実施中のものに加え、この先おおむね5年間に取組む予定のものを記載しております。

具体的には、お手元に配付の計画冊子に120ページから別紙として追加予定であります。

120ページ以降に、区画整理、排水機場を初めとする農業用排水施設の整備、農道や林道、耐候性強化型ハウスの導入、治山事業、海岸保全施設の整備等の農林水産部関連の施策も記載されているところでございます。

もとの資料にお戻りいただきまして、裏面の参考1がスケジュールでございます。

本日各委員会に御報告させていただいた後、今年度内に成案として策定したいと考えております。また、状況の変化に応じて、別紙等について適宜改定していくことも考えております。

今後とも国土強靱化の取組みを着実に推進してまいります。

続きまして、同じく、農林水産常任委員会報告資料、(2) T P P等関連対策の取組状況について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

部長の総括説明にありましたとおり、県は、過日、日米貿易協定に伴う影響額を試算し、将来的に最大77億円の影響が生じるおそれがあると発表したところであります。

県では、これまで、T P P11等の国際貿易協定発効による農林漁業者への影響を最小化するため、国の平成27年度補正予算から、総合的なT P P等関連政策大綱等に基づく施策

に必要な予算を確保してきたところであります。平成29年度補正予算までの3カ年で181億円余を執行するとともに、先ほど可決いただいた2月補正予算等の中でも、T P P等関連対策として55億円余の増額補正を計上しております。さらに、産地パワーアップ事業については、肉づけ予算でも追加提案を予定しております。

次の2ページ、3ページを見開きでご覧ください。

これまで、本県農林水産業の競争力強化に向け、従来からの対策に加え、T P P等関連対策を有効に活用し、中長期的な視点に立った施設整備や機械等導入、生産基盤整備等による生産性向上などに取り組んできた結果、一定の成果があらわれており、それを全体総括としてまとめております。

まず、ピンク色の部分の施設整備については、畜産分野では、生産拠点である畜舎等を整備し、飼育頭数は、全国的に減少傾向の中、6万5,000頭以上に増加しており、また、規模拡大などの取組みも進展しております。

また、イチゴやミニトマトなどにおける耐候性ハウス導入面積が483ヘクタールに増加するなど、災害に左右されない安定生産により、施設園芸産地の維持強化も図られております。

さらに、林業、水産業分野でも、加工施設等を整備し、付加価値向上等による収益強化が進捗するとともに、海外展開に有望視される牛肉やブリ、マダイの輸出の取組みも強化されているところであります。

次に、3ページの黄色の部分、機械等導入については、酪農における搾乳ロボット、米等における大型コンバイン、野菜における移植機、果樹におけるシートマルチ、林業におけるハーベスター等高性能林業機械などの導入が拡大しており、省力化や効率化などの生産性向上の取組みが拡大しております。

また、青色部分の生産基盤整備については、農地の大区画化を図る圃場整備や排水機場の更新整備等が進展し、整備面積は4万7,370ヘクタールに及ぶとともに、原木の低コストで安定した供給のための森林路網の整備延長も7,321キロとなりました。

次の4ページをごらんください

4ページの地図には、各事業の取り組み位置を記載しております。事業ごとに色を変えておりますが、県内各地でさまざまな事業が展開されているところであります。

5ページ以降には、主な取り組み事例を掲載しており、事業のポイント、事業内容に加え、飼育頭数や販売額、所得や農地集積率等の事業成果についても整理をいたしております。

T P P等関連対策につきましては、引き続き、国に対して、万全な実施と十分な予算確保を求めるとともに、県としても、農林漁業者への影響を最小化できるよう、現場のニーズ等をしっかりと把握しながら、競争力のための施策を展開してまいります。

農林水産政策課からは以上でございます。

○楮本農地・担い手支援課長 農林水産常任委員会報告資料、(3)の新規就農者の状況についてでございます。

ページをめくっていただきまして、1ページでございます。

今回の調査対象は、平成30年5月から平成31年4月までの1年間でございます。全体の概要でございますが、新規就農者は、428人で、前期から74人、15%減少いたしました。就農形態別に見ますと、新規学卒就農者は、40人減少し、34人に、Uターン就農者は、24人減少し、55人となりました。

減少の要因でございますけれども、2点ございます。

1点目は、就職環境が好調でございまして、ほかの産業へ流出したことが1点目でご

ざいます。

2点目は、短期的な要因だと思っておりますけれども、施設野菜での減少幅が大きくて、販売価格等の低迷によりまして、しばらく先進農家等での研修を積むなど、即時の就農が控えられたことというふうに推測をしております。

一方、グラフ——黄色のところでございますけれども、新規参入就農者につきましては、10人増加いたしまして152人、調査開始最高となりました。また、法人等への新規雇用就農者は、20人減少しまして187人となっております。

下の2ページでございます。

年齢別の状況でございますが、20代が167人と最も多く、次いで30代となっております。10代を含めました39歳までで全体の4分の3を占めているところでございます。

3ページをお願いいたします。

3ページは、地域別の状況でございますが、菊池地域が新規雇用就農を中心に77名と最も多く、次いで熊本の64名となっております。

下の4ページでございますが、こちらは部門ごとの就農状況でございまして、施設野菜が124人と最も多く、次いで露地野菜、果樹類、肉用牛の順になっております。特に施設野菜、露地野菜では、新規参入が多く、肉用牛、酪農などの畜産分野では、新規雇用が多くなっている状況でございます。

続きまして、5ページでございます。

5ページは、国の農業次世代人材投資資金、いわゆる青年就農給付金でございまして、そちらの活用状況でございます。

表の真ん中ほどでございますけれども、全体で90人が受給してございまして、全受給者、50歳未満222人でございまして、その41%となっているところでございます。

参考までに、下に平成30年度の受給者全体の数を載せておりますけれども、引き続き全

国1位となっているところでございます。

下の6ページでございますが、新規就農者の定着状況について表で示しております。

表の一番右側、合計欄をごらんいただきたいと思っております。

5年間の新規就農者1,514人のうち、離農者は40人で、離農率は2.6%、昨年の調査から0.9ポイント減少しております。中でも、非農家が中心でございますけれども、新規参入者の離農率が2.6ポイント減少いたしましたして2.6%となっております。農家出身者同様に定着してきているという状況でございます。

引き続き、新規就農対策、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

新規就農者の状況の報告については、以上でございます。

○早田順一委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思っております。

質疑はありませんか。——ないようでありますので、なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

まず、12月の委員会において、取りまとめを御一任いただきました令和元年度農林水産常任委員会における取り組みの成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取り組みの成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起されたさまざまな課題や要望等の中から、執行部の取り組みが具体的に進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等については、高島副委員長及び執行部とで協議し、当委員会としては、9項目の取り組みを上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等をおこなわれますが、ここに上げた9項目は、具体的な取り組みが進んだものなど代表的なものを選定しております。

それでは、この案につきまして何か御意見はございませんでしょうか。

○西聖一委員 成果についての関連ということでお聞きいただければと思うんですけども、1番目の鳥獣被害防止の件で、農業サイドのほうで、一生懸命防護柵をつくって、入ってこない侵入対策をやっているんですけども、私の地域のほうから、目の前にある里山の営林署管轄の山、そこに何か箱わなを設置させてもらえないだろうかという質問があったんですけども、それについては林業関係としてはどんな見解なのか、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

確かに県内に国有林がございます。他県と比べて余り大きな面積ではございませんけれども、スポット的に集中して国有林が位置している、民有林に介在する中で位置してございますので、やっぱり動植物のすみかとなっているところでは、もう委員おっしゃるとおりだと思います。

そういう中で、やっぱり所有の垣根によって対策に違いがあるというのはよくないと思いますので、そこは、国のほう、特に森林管理署のほうでもよく御認識をいただいているところでございます。

私の承知している中では、県南の人吉にございます熊本南部森林管理署で事例あったと思います。役場と協定を結んで、箱わなをお貸しするのですとか、鹿のくくりわなの機材をお貸しするというような取り組みも進めておられます。

やっぱり林業ですとか地域の農林業を考える上で、獣害対策、非常に重要だと思っておりますので、国の森林管理署でも、そういう御認識はあるというところで、引き続き重要性を訴えてまいりたいと思っております。

○西聖一委員 じゃあ柔軟な対応をしていただけと——これは、後また個別に相談をさせていただいていいですかね。よろしく願います。

○早田順一委員長 今のは修正というよりも提案ということで、委員会の取り組みの成果については、この案でホームページのほうへ掲載をしたいというふうに思います。よろしく願います。

なお、簡易な文言の整理や最新データへの時点修正があった場合は、委員長に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他に入りますが、委員の先生から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望等が2件提出されております。

参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午後1時50分閉会

○早田順一委員長 なお、本年3月末をもって退職をされる方が、本日3名出席されております。

3名の方々に一言ずつ御挨拶をいただけれ

ばと思っておりますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 それでは、1人ずつ、一言でも構いませんので、お聞かせ願いたいというふうに思います。

最初に、川口農業研究センター所長から順にお願いします。

（農業研究センター所長、農村計画課長技術管理課長の順に退任挨拶）

○早田順一委員長 ありがとうございます。

ここで、今定例会に人事案件が追加提案されておりますが、議会の同意が得られれば、福島農林水産部長は退職をされ、監査委員に選任をされますので、一言御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 それでは、福島農林水産部長、お願いします。

（農林水産部長挨拶）

○早田順一委員長 お疲れでございました。

なお、本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

この約1年間ではございましたけれども、高島副委員長を初め委員の先生方には、大変御協力をいただきながらこの委員会が進められたというふうに思っております。県政の抱える重要な諸問題につきまして熱心な御審議を賜り、まことにありがとうございました。

また、福島部長を初め執行部の皆様方におかれましては、丁寧な説明、それから答弁をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。

そして、先ほど御勇退の御挨拶をいただきましたけれども、長年にわたり県政発展のために頑張ってこられました。その中で、特に熊本地震では大変な苦勞をされたんじゃないかなというふうに思いますけれども、一つ例

をとってみれば、営農再開も来年度は100%になるとお聞きをしております。本当に皆様方の御尽力のたまものではないかというふう
に、心から感謝を申し上げたいというふう
に思います。御勇退後も、しっかりと県民の一人として県政発展のために頑張っていたければというふう
に思います。

最後になりますけれども、委員各位並びに執行部の皆さんの今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念いたしまして、簡単ではございますけれども、委員長としての最後の御挨拶にさせていただきます。

本当にお世話になりました。（拍手）

高島副委員長からも一言御挨拶をお願いします。

○高島和男副委員長 それでは、私からも一言お礼を申し上げたいと思います。

この1年間、早田委員長のもとで委員会運営に努めてまいりましたが、委員各位におかれましては、大変御指導、御鞭撻をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、執行部におかれましても、常に真摯に対応をいただいたことに、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

今後、委員会で議論したことを糧にしながら、本県がさらに発展していきますことを御祈念申し上げまして、大変簡単粗辞でございますが、お礼といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○早田順一委員長 以上で全て終了させていただきます。

午後1時57分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長